

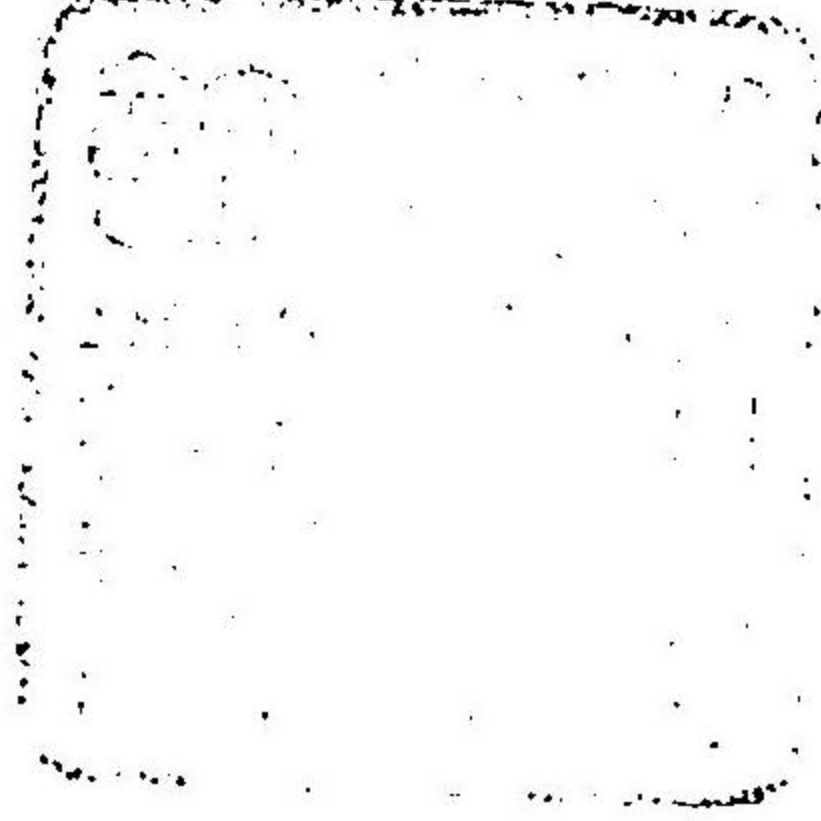
エト 2D 46


平家物語史論





13.45
Ta936h

913.45
Ta936h





 悼斯文之
 湮晦
 承昭






212433

家兄佐野樂翁の詠歌
平家音楽大秘事の蘊奥を極む齡七十四

平家物語の
ゆふ
早川の勢もはたはた下流の
ゆふのしほもあはれはたはた下流の

平家物語の
別荘
臣のしほもあはれはたはた下流の
別荘のしほもあはれはたはた下流の

茶の湯
茶の湯の法は、湯の旨きを、

湯の旨きを、
切し、湯を煮、湯の旨きを、

湯の旨きを、
湯の旨きを、湯の旨きを、

高君洋聲伯朝正家音楽文・賞状

先君曾て麻岡檢校
を聘して平家音楽を
樂み楠美太素天側
に侍して其秘訣を受
け君意を承りて永
續と子孫に期せしむ
今般漸と進厚く父の
志を継ぎ平家音楽
史を編著し系くも
乙叔の覽を賜ふの光
榮を荷ふ深共君父
に報するの精神を感
賞し聊目錄を通
相贈り爰に微意
を表し候也

明治三十四年一月

承昭

漸と進啟

目録

一 紋付羽織 壹

一 肴料 金百圓

故舊君津輕順承公故父柳美太素に
平家音楽の永續を命やし時手ら徽
章衣服并松影號の琵琶と與へたり
漸之進正家音楽又之引行出るにあり
伯爵承昭公「能奉先君之意」の題
字と與へ音楽又と
禁闕に奉献の時類ら賞状と書し故付
羽織及肴料と與へ今又平家物語又論
に題字と與へたり漸之進感涙交至る也

理學博士田中正平氏は人の知る如く當世音樂の泰斗たり平家音樂史刊行の時同氏事故ありて序文を與へず後ち別翰を寄らる録して厚意に答ふ

拜啓

春寒酷烈の砌愈御清穆奉欣賀候陳者貴下には多年我邦音樂の爲に心血を注がれ御研究に日も之れ足らず御精勵の段豫て敬服罷在候處に御座候

此度立派なる平家音樂史の御編纂完成を告げられ拙者へも一部御贈與被成下難有奉深謝候誠に平家音樂は此浩瀚精密なる貴著に依り貴下不朽の御名と共に是を幾千載の後に傳ふべしと被存候生も亦是を斯道の羅針盤として長く机上に珍重可仕候就ては攻學の爲め貴著を諸所友人へ推奨し併せて購讀方勸誘仕度存念につき代價及手續等の御都合御洩らし被下候は幸甚の至りに奉存候
先は御禮旁得貴意度如斯に御座候早々頓首

一月五日

田中正平

館山漸之進殿

平家物語史論序言

藤原行長、鎌倉時代に於ける尊王の元魁なり。其作爲の平家物語たるや、其心は、第一論の如くにして、其體は、第二論の如し。而して平家物語は國體の尊嚴を説く文章の一。

夫我國は神國なり、宗廟相並で神德維新なり、故に朝廷開基の後、數千歳の間、帝位を傾け、國家を危めんとする者、皆以て敗北せずといふことなし。

行長は、我國は神國なりとの綱領を以て筆を執り、
國體を中心と爲し、佛法と王法を以て平家物語を作
爲せり。而して神皇正統記は、

大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神
長く統を傳へ玉ふ。

北畠親房卿は、大日本は神國なりとの提綱を以て筆
を起し、國體を中心と爲し、王法と佛法を以て神皇
正統記を作爲せり。親房卿は、行長尊王の大義を主

倡し、清盛頼朝を筆誅せし精神を師表と爲し、因て
尊王の大義を倡道し、尊氏を筆誅せし者なり。平家
物語は、神皇正統記を産みたるは、何人も首肯せざ
るを得ざるべし。而して徳川光圀侯、大日本史の著
作あり、而して頼襄及幾多の志士、尊王文章の著作
あり、一倡百和、天地の正氣を鼓舞せしは、行長の尊
王精神に基因せしものなり。後世の文人、讀史餘論、
日本外史を評して、神皇正統記に據ると言ふ、以て

一の證と爲すべく、而して吾は別に考證とする所あり、其文章は第一章、平家物語の心の徴證前論の一に詳記せり。

又平家音楽は、其精氣は、白虹飛び、紫電迸り、斗牛を衝いて鬼神感激し、其調聲は、行雲止り、流水咽び、潜龍を驚かして英雄感泣す。行長、王權の武門に移るを憤慨し、平家物語を作為し、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬り、又其斬る者を呼起す尊王の

精神、天地の間に磅礴影響し、遂に

皇運を挽回するを得たり。而して平家音楽は、現今政府は、尙國費を以て國家に保存を爲せり、行長の神靈凜乎として生氣ある者なり、此考證は、第一章心の徴證前論の二に詳記せり。

吾の故舊君及故父は、深く平家物語を愛好し、厚く行長の精神を尊信せり。而して明治政府は七百年の貴重なる古典を無視し、平家音楽を廢棄せり。君父の

神靈吾を冥護し、國家に平家音樂の保存を圖らしむ。六

天恩は洪大にして無窮なり。政府は、東京音樂學校に邦樂の調査保存を標榜して、其課を設置せらる。而して音樂學校は、方纔に邦樂を歐譜に描寫し、平家音樂の調査を爲さず。又其音樂史を作爲せず。君父は、冥護して平家音樂史を編著し、其起原沿革を審にし、其樂譜樂曲を詳にし、闕下に奉獻し、

天恩に奉答せしむ。

今や文部省は、平家物語史實の研究に務む、而して未だ其真相を得たりと謂ふを得ず、君父は冥護して平家物語史論を著作し、平家物語の心を明にし、平家物語の體を昭にし、又闕下に奉獻し、天恩に奉答せんと欲するなり。

平家物語は、歴世の文學者、其史實の研究を試み、而して一も其要領を得たるを見ず。吾は東京音樂學校

の一小藝人たり、平家物語の史實を論議せしは、文壇の諸大家に對し僭越の行爲のみ。然れども此論文は、昭代の一文字を期するなり。何となれば行長の平家物語は、一變して北畠准后の神皇正統記と爲り、再變して水戸義公の大日本史と爲り、三變して頼山陽等の回天文章と爲り、天下の諸豪をして尊王の大義に鞅掌せしめ、遂に明治の新天地を開き、新日本を作り、世界の強國と爲るに至る。行長尊王主倡の効

果、此の如し。而して政府は、尊王學者を旌表せられ、勤王諸氏を旌表せらる、感激の至りに堪へず。而して本年六月一日、古人四十餘名の作者及志士を旌表せられ、聖恩枯骨に及ぶ。復感激措かざる所なり。

藤原行長、鎌倉時代に於ける尊王主倡の元魁にして、王政復古の鼻祖神なり。紀貫之の和歌神に比すれば、其功大なる者あり。而して未だ何等の旌表を被らず、畢竟するに、平家物語は、暗影に鎖され其真相を得

ざるに由るべし、吾は其史實を審にし、行長の精神を
明にし政府は其偉勳を旌表し、榮典を賜るの建議を
爲すの論議文字たるを以てなり。

明治四十四年六月

漸之進

平家物語史論

因儒因佛又因神。

諷誦經成悲憤頻。

劍入海中光沒處。

日懸天上影昏辰。

鐘傳諸行無常響。

花現盛者必滅眞。

錦囊利刀靈氣透。

妖氛斫拂古風新。

平家物語の心を詠じ

太刀の聲御門のあたをうちはらひ

皇大君の世をひらきけり

平家物語の體を詠じ

琵琶のねの國のそしたの行長は

明治の御代のかけの神

平家物語史論例言

一 藤原行長、曠世の文學を作り、曠世の音楽を作り、曠世の文學を作るは、曠世の音楽を作るにあり、曠世の文學を作り、曠世の音楽を作るは、曠世の神才、曠世の樂聖たるに因てなり。

一 世人は、平家物語を以て、一篇單純の歴史と見做し、平家音楽を以て、一曲單純の聲樂と見做し、平家物語は何人の作たるを詳にせず、平家音楽は何人の作たるを詳にせず、明治昭代に此缺陷あり、吾嚮に平家音楽史を編叙し、今又平家物語史論を著作する所以なり。

一行長は、聖德太子の權化なり。平家物語の心と、平家物語の體とは、其立證にして歴史の證する所、何人も異議なきを信するなり。

一 平家物語、全篇の條項、一項目にして數章に連絡し、其關係の條項を

待つて、初て明瞭に至るあり、其一例を擧て之を示さん。

一行長、平家物語自作の徴證の如きは、第一、大秘事宗論の文章第二、大塔建立の文章、第三、小教訓の文章、第四、物恠の前章、第五、物恠の後章に關聯し、此數章に因て、初て行長、源平興亡の一般を書する眞理を知るの類(第三章第八章參看)

一平家物語の靈魂たる徴證の如きは、第一、大秘事劍之卷の文章、第二、大秘事鏡之卷の文章、第三、横笛の文章、第四、高野卷の文章、第五、維盛出家の文章、第六、熊野參詣の文章、第七、維盛入水の文章に關聯し、此數章に因て、初て平家物語靈魂の眞理を知るの類(第五章第九章參看)

一平家物語は、行長、自ら狂言綺語の著作と言ふ、表面實にして裏面虚なるあり、表面虚にして裏面實なるあり。

一源三位賴政鶴を射るの章、鶴は王權を犯す者に與へたる惡名にして、

賴政、第一回鶴を射たるは、保元に爲義の亂を平ぐるを云ひ、第二回鶴を射たるは、平治に義朝の亂を平ぐるを云ふ、又二條天皇の時鶴を射るは、賴政、高倉宮に隨ひ、清盛を征討するの類なり。(第六章に詳説す) 一逆櫓の章、鏑矢とは、安徳天皇を云ふ、西を差して罷候とは、西の方九州に逸出するを云ふ、此事實事態は、其連續する數章に關聯し、其文章の表面裏面を熟讀して、慎重に考慮すれば、其眞諦を明にするの類なり。(第十三章に詳説す)

平家物語史論

東京音樂學校 邦樂調查囑託 館山漸之進 著

總論

一 平家物語の心を論ず

平家物語は、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬り又其斬る者を呼起すの作なり。藤原行長、音樂佛學を修めて、蓋世の才氣を抱き。清盛頼朝の王者を犯すを見て、絶世の悲憤を懷き。平家物語を作り、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬り平家音樂は、其劍の聲にして、其斬る者を呼起の聲なり。頼山陽、平家物語を評して曰、世傳平語、倚琵琶演之、其音悲壯感憤、聽者莫不悽愴と、平家物語の心

を謂ふなり。

王者を犯す者、果して清盛頼朝に止まらず、北條の天下を爲り、足利の天下を爲り、王者を犯す者腫を接す。
護美親王の御歌。

琵琶のれのむかしにかへて音すごく

あしの瀬川のせみの波音

後小松帝後崇光上皇に示されし御歌。

もろこもに調べなれにし四つの緒に

ふかきあはれの音をやそふらん

後崇光上皇の御返歌。

おもひきやこもに調べし四つの緒の

たくひこすじにかゝるあはれを

後小松帝、北朝にありて、世を歎ぜらるること此の如し、況や南朝の天子に於てをや。護美親王の御歌、鬼神も爲めに慟哭するを知るべし。然り平家物語悲憤の聲、幾多の英雄を激さしめ、幾多の志士を感せしめ、累世の忠臣義士王事に盡瘁せし者、行長の産む所を謂ふも不當に非ざるべし。武田信玄、上杉輝虎等、平家音楽を聴て、慷慨涕泣せしは其證左に非ずや。又徳川の世に至り、忠君愛國の士、奮起して作爲せし回天の文章は、行長の賜を謂ふも、不當に非ざるべし。頼山陽、及幾多の志士、平家音楽を愛好せしは、其證左に非ずや。

行長、鎌倉時代に於ける尊王の元魁なり、平家物語悲憤の聲、鬼神を感激せしめて七百年に徹す。島津齊宣侯、夙に天下を圖り、幕府に幽せられ、平家音楽に悶を遣り、其子齊興侯も之れを愛し、其悲

憤の聲其子齊彬侯を感せしめ、西郷大久保等の諸豪を激さしめ、遂に源平以來の雲霧を一掃して天日を挽回するを得たり。行長、平家物語の効果を了して、絶世の悲憤初て慰し、蓋世の才氣初て成る。嗚呼行長、王政復古の鼻祖に非ずして何ぞや。

行長、明治聖代に至り、七百年の神靈初て瞑するを知る。吾や君父の志を奉じ、平家音樂の殘骸を保存し、平家音樂の遺文を保留せしは、行長の神靈に對し、一大瑩碑と爲すにあり。今又平家物語の心を明かにし、平家物語の體を詳かにするは、行長の神靈を奉じて、千古國民の皇室に盡瘁し、國家に盡瘁するの師表と爲さん欲するなり。

二 平家物語の體を論ず

平家物語は、佛教を日本化せし新佛教の諷誦經文なり。藤原行長、

音樂を修めて樂人を罷め、佛學を修めて佛者と爲らす、深く源平の興亡に感あり、之れを作爲せり。清盛は、入道にして相國なり、即ち佛者にして武人なり、法衣を上被し戎衣を下被し、其態度姿勢を以て、佛法を犯し王法を犯す。其態度に徴し、其姿勢に象り、新佛教の文體は、佛法と王法を以て構成し、勸善懲惡の觀念を搏動し。人臣の思想を鼓舞し、諷誦經文の樂體は、佛樂と雅樂を以て調和し。毀譽褒貶の所感を激成し、人臣の精神を作興し、以て世道人心の匡正に資するにあり。

又文學の組織も、佛法を以て經と爲し、王法を以て緯と爲す。佛法を以て經と爲すは、清盛、伊勢平氏より起り、佛者にして位准三后に至り、王權を犯し、其結果寶劍海に入るを慨するに因り。王法を以て緯と爲すは、賴朝、伊豆國流人より起り、武人にして居なから

征夷將軍の院宣を拜し、王權を犯し其結果霸業の俑を作るを慨するに因る。其樂體の佛樂を以て經を爲し、雅樂を以て緯を爲すも、文學の組織に準據するなり。

六

佛法を以て經を爲すの立證は、弘法大師、佛法の本源を論せし、宗論の文章を以て、大秘事の秘要を爲し、其靈魂を爲し。涅槃經の佛語を書せし、祇園精舎の文章を以て小秘事の秘要を爲し、其眼目を爲し。建禮門院の文章を以て、諷誦經文灌頂の秘要を爲せり。王法を以て緯を爲すの立證は、國體の本源を論せし、劍之卷の文章、鏡之卷の文章を以て、大秘事の秘要を爲し、其靈魂を爲し。醍醐天皇の聖徳を頌せし、延喜聖代の文章を以て、小秘事の秘要を爲し、其眼目を爲せり。

佛樂を以て經を爲すの立證は、佛樂は、印度に其源を發し、弘法大

師、唐に學び、我國に傳へ、宗教の音樂を爲せり。乃ち樂調は聲明に因る。

雅樂を以て緯を爲すの立證は、雅樂は、神代に其源を發し、藤原貞敏、琵琶を唐に學び、我國に傳へ、參酌して皇室の音樂を爲せり。乃ち樂律は琵琶に因る。

平家物語の本體此の如し、古來皇室、及公卿諸侯、并武士文人、深く愛好せられしは、世道人心の匡正に資するに因る。又法華頓寫の式に加へ、王公貴人の祭典に供し國教をして盲僧の業を爲し、七百年、國家保護維持せしは、新佛教諷誦經文の作爲に因てなり。

平家物語は、轉進して謠曲能を爲り、歌舞伎を爲り又脱化して種々の俗曲を爲り、勸善懲惡の、觀念を搏動すること愈々大にして、毀譽褒貶の所感を激成すること彌々大なり。然るに其文章は、源平時

代の言語を眞面目に書し、我國言語學の標準と爲すべくして、是れを知る者無く。其音樂は、源平時代語音の強弱に樂譜を作り、我國音樂の標準と爲すべくして、是れを知る者無し。行長の精神學藝世に知る者尠なきは、明治照代の一大缺陷と謂はざるを得ざるなり。

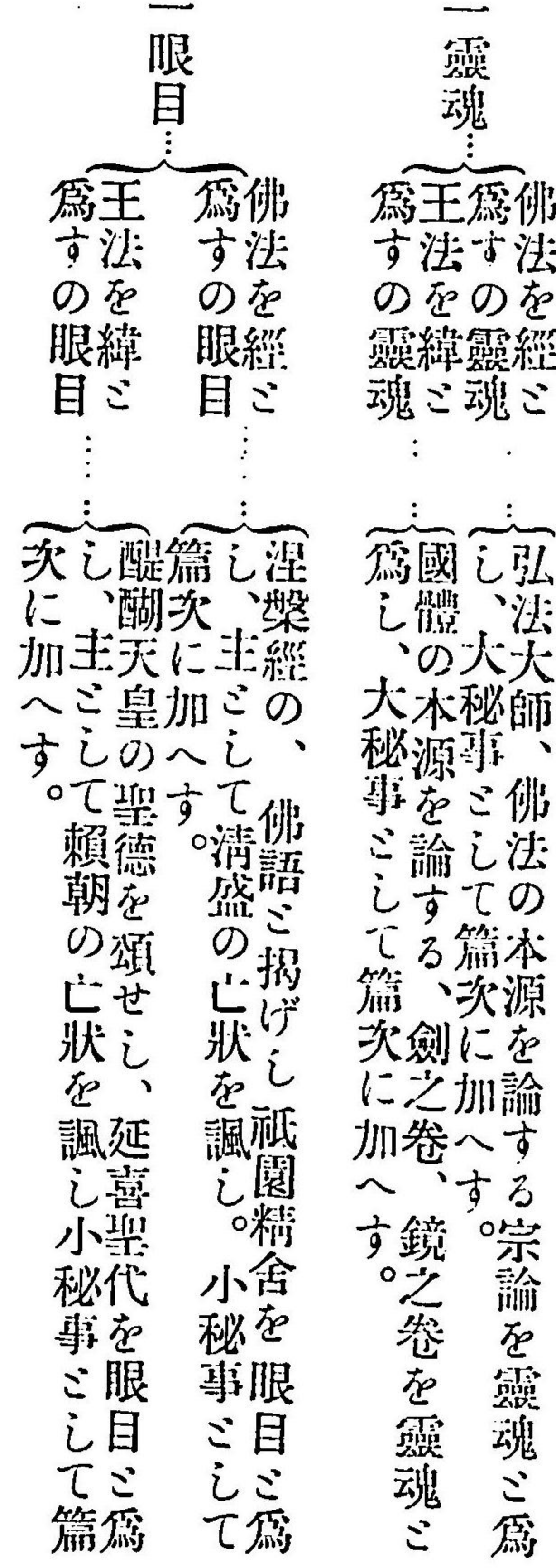
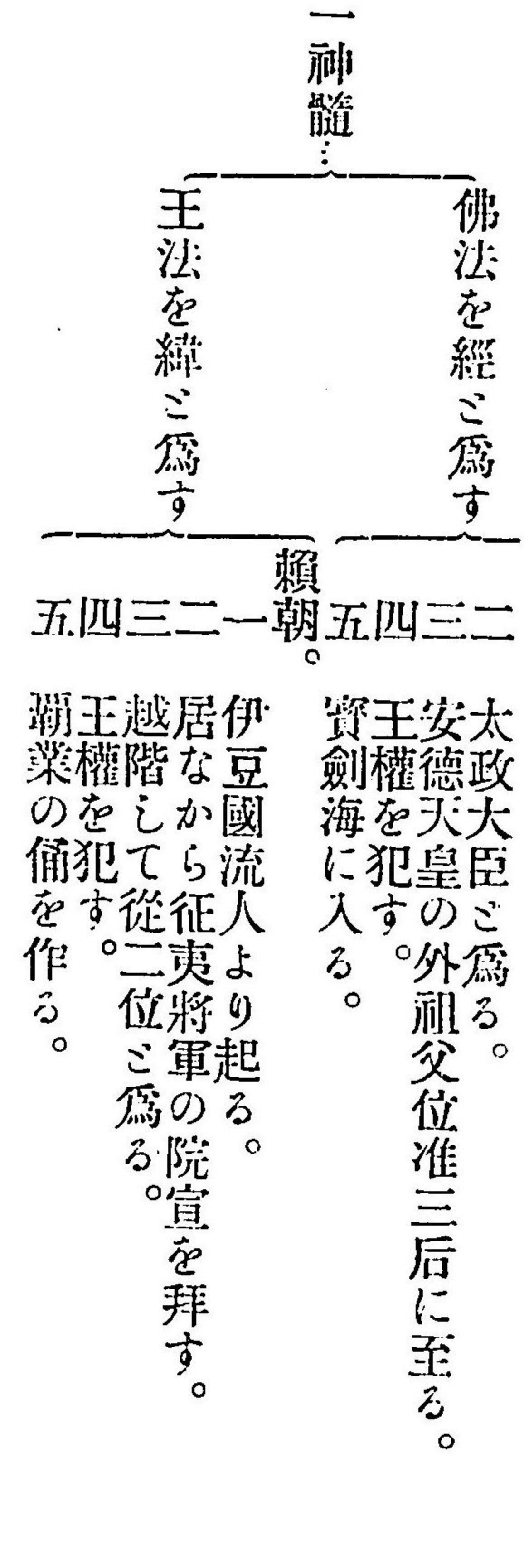
新佛教諷誦經文の圖解

- 一名題 平家物語

清盛は、入道にして相國なり、即ち佛者にして武人なり、法衣を上被し、戎衣を下被し、而して佛法を犯し王法を犯す。其態度姿勢に徵象し佛法と王法を以て作爲す。
- 一本體 新佛教の勸善懲惡の觀念を搏動す。毀譽褒貶の所感を激成す。
- 一骨子 源平の興亡

平氏を主と爲す。源氏を客と爲す。

一清盛。伊勢平氏より起る。



一 灌頂 〔建禮門院を本尊と爲す〕

〔佛法の秘要を灌頂と稱するに因る、別卷とす。雅樂の秘要を灌頂と稱するに因る、別卷とす。〕

佛樂を經と爲す

佛樂は、印度に其源を發し、弘法大師、唐に學び、我國に傳へ、宗教の音樂と爲せり。乃ち其樂調は聲明に因る。

雅樂を緯と爲す

雅樂は、神代に其源を發し、藤原貞敏、琵琶を唐に學び我國に傳へ、參酌して皇室の音樂と爲せり。乃ち其樂律は琵琶に因る。

一 諷誦經文の樂體……

三 文部省國語調査會に教ふ

文部省國語調査會は、平家物語の研鑽を爲し、明治昭代の解釋として天下に播布するの舉ありと云ふ。其見解の一斑を見るに、皮相の見解を得て、真相の見解を得ず、之れを其儘にて播布せん乎、政府の失體なるのみならず、國家を怠ること尠しとせす。吾嚮きに平家音樂史を編著し、讀者は平家物語の一

斑を了知する所あるべきも、更に平家物語の心を明かにし、平家物語の體を詳かにし、其注意を喚起せん欲するなり。

平家物語の心は、第一論の如くにして、平家物語の體は、第二論の如し。行長、之れを作爲して名を顯さす。後人其心と其體を知らざる者、新佛教の重要なる、佛法を以て經と爲せし、立證の大秘事、宗論の文章を掲げず。獨り小秘事、祇園精舎の文章を卷首に掲げ。王法を以て緯と爲せし、立證の大秘事、劍之卷の文章、鏡之卷の文章に、雜多の私意を加へて冒頭に掲げ、小秘事、延喜聖代の文章を掲げす。諷誦經文の重要なる、樂譜を刪り樂訓を改め、其文章に種々の刪潤を加へ、多々の増減を爲し、單純の歴史と爲して、漫に流布し、其種類三十以上を算すべく、遂に世人をして、平家物語の本體真相を愆らしむるに至りぬ。第三世の檢校、入坂城立は、行長の音樂に潤色を加へ、一派を起せしも、其音樂の文章は、異本平家物語の一にして、行長の文章に非ざるなり。

世に歴史の半面を知て、其真相を誤るは、實に遺憾とする所なり。平家物語は、歴世の文學者其研究に熱血を濺ぎ、而して皮相の見解を得て、真相の見解を得ず。久しく闇影に鎖ざされ、今尙之れを明かにせざるは、千古の恨事とする所なり。聞くに由れば、英國圖書館に、我國に其跡を留めざる、天草本と稱する、平家物語あり、同國人、之れか研究に従事するに、果して然らば、我國に於て、之れを曖昧に放擲するは、國家の耻辱と謂はざるを得ざるなり。平家音樂史は、平家物語の本體真相を略述し、而して世に流布する讀み本の平家物語は、行長の平家物語の偽造にして、其本體真相を知るを得ず、之れに依て平家物語を研究する者は、木に縁りて魚を需むるの類なるを論じ世人に注意せり。

貴族紳士多數の文人、平家音樂史に與へたる、序文の一二を左に擧ぐ。

上田、(萬年)帝國大學教授の序文の一項に曰、さすが、文學専門の人々の、氣付さりし點を説破したるごころ尠ならず。殊に今の流布本は、音樂本

を基としたるごころを、明にせし點の如きは、文學者として研究する者にも、重要な事實を教ふるものなり。今氏が研究の成績出つ、後來の研究者、堅固なる津筏を得たりと謂つべし。

湯原、東京音樂學校長の序文の一項に曰、抑々平家音樂は、平家物語の本體にして、能く此本體を解するに非ざれば、到底平家物語の要領を得ること難し。君夙に着眼此に及び、物語の成立に關して、特に前人未發の議論多し。其一般史學に裨益すること尠なしとせず、豈唯た平家音樂の爲めにするごのみ謂はんや。

さすが、上田博士は、大學教授たり。湯原^氏は、音樂學校長たり。其本體真相を察するの明あるごころ此の如し。

文部省國語調査會の山田孝雄氏曰、國語調査會に於て、平家物語の研究を爲し、世に公に爲さんご欲し、余之れに當るを得たり。貴著の見解を聞くに、余の見解と徑庭なしご。山田氏は、平家音樂を學ぶを聞かす、之れを異ごす。

然れども國語調査會は、政府の事業にして、名士の集會なり、久年の疑問を解決して、之れを明晰にするも知るべからず。果して然らば、昭代の一美事にして、國家の慶幸と謂ふべく、山田氏の勞を多しせり。乃ち拙著の過誤なき證明と爲さんと欲し、平家音樂史の序文を要求せしに、其研究の大要を詳記して與へたり。其記する所を見るに、料らざりき舊來研究の竇弊を踏襲して、流布本の迷宮に入り、五里霧中に彷徨するの感あり、甚た失望せり。數次山田氏に會し、其誤解と認むる點を擧げ、親しく切言せしも、尙了解せざるか如し。山田氏は、勤勉苦學して、史學に長ぜしと云ふ。惜むべし、平家音樂の知識なし、其真相を得ざる當然の事理にして、深く責むべきに非ず、其研鑽に當るの苦衷を憐む。而して懇切に與へたる序文を返戻するを得ず。之れに意見を加ふるは、非禮の^嫌あり、忍ばざる所なるも、其儘掲載すれば、世人の疑惑を招致するの虞あり、公平に吾の見る所を附記して發刊せり。平家音樂は、君父の遺志に依り、國家に保存を圖り、天恩の無究に依り、

東京音樂學校に保存せられ、而して東京音樂學校は、平家音樂史を作爲するの意無し、一は天恩に奉答し、一は君父に答へんと欲し、先づ之れを著作せり。今又平家物語の史實を論議し、平家音樂史と相須て、平家物語の實質真相を彰明せんと欲し、平家物語史論を著作せり。

平家物語の心は、第一論の如くにして、平家物語の體は、第二論の如し。然れども平家音樂の要素を知らず、單純の歴史眼を以て之れを見れば、奇異の看を爲し、或は狂妄の噤語と誹り、或は荒唐の暴論と誇り、且つ平家物語の條項を擧て、解釋の徵證と爲せし論議の如きは、臆測想像の邪説と罵り、牽強附會の妄説と詈り、擧げて一言下に辨駁措斥するは吾の期する所なり。我君父は、平家音樂を、七百年の正系を受けたる、麻岡宗師に學び、小秘事大秘事の秘要を受け、其真相の要領を傳ふるを得、而して吾に傳へ、因て之れを知るを得たり。其要領の解釋として、其條項の徵證と認むる説を爲せしは吾の卑見のみ。

行長、進退去就の境遇に察し、慨世憂時の情體に察し、其文學の組織を稽へ、其文章の表裏を稽へ、又新佛教の諷誦經文は國教を爲して盲僧の業を爲し、國家は、制度を設けて保護維持せし理由を考察すれば、假令平家音樂の佛樂に基因せし要素を知らざるも、庶幾は吾か説に對し、思半はに過ぐる所あり、一言下に辨駁擯斥するに非ざるを會得すべし。然れども新事實の發見を爲し確實なる證據を得て、吾の論議を排擠破毀するの解決あり、平家物語の神聖なる史實の彰明を世に公にするに於ては、昭代文學上の一大進歩にして、國家の幸慶と稱すべく、行長の再誕と謂はざるを得ざるなり、切に國語調査會に要望する所なり。

平家物語史論目次

- 第一章 平家物語の心の徴證
- 第二章 平家物語の體の徴證
 - 一 和歌挿入の理由
- 第三章 行長平家物語自作の徴證
 - 源 平興じの一斑
- 第四章 平家物語は清盛の態度姿勢に徴象し佛法と王法を以て書するの徴證
 - 一 清盛の態度姿勢
 - 二 清盛佛法を犯し王法を犯す

第五章 清盛伊勢平氏より起り位准三后に至るを憤り王權を犯し寶劍海に入るを慨する徵證と認むる説

第六章 頼朝伊豆國流人より起り居ながら征夷將軍の院宣を拜するを憤り國憲を貪り勅業の備を作るを慨する徵證と認むる説

第七章 木曾義仲の暴舉

第八章 佛法を以て經と爲すの立證

第一 大秘事の秘要

一 大秘事宗論の文章

二 大秘事の樂曲

三 大秘事の琵琶

第二 小秘事の秘要

一 小秘事祇園精舎の文章

平氏の運命

建禮門院の御運命

源氏の運命

清盛の死亡

頼朝の死亡

二 小秘事の樂曲

三 小秘事の琵琶

第三 灌頂卷

一 灌頂卷の秘要

二 灌頂卷の文章

三 灌頂卷の樂曲

四 灌頂卷の琵琶

五 灌頂卷別卷の理由

第九章 王法を以て緯と爲すの立證

- 第一 大秘事劍之卷の文章
- 第二 大秘事鏡之卷の文章
- 第三 小秘事延喜聖代の文章
- 第十章 佛樂を經と爲すの立證
 - 一 當道要集の説を辨す
 - 二 行長聲明に通せし徵證
- 第十一章 雅樂を緯と爲すの立證
 - 一 平家音樂作爲の徵證
 - 二 行長雅樂に通せし徵證
 - 三 行長琵琶に通せし徵證
 - 四 行長神樂に通せし徵證
 - 五 行長催馬樂に通せし徵證
 - 六 行長朗詠に通せし徵證

七 行長今様に通せし徵證

- 第十二章 佛法の功德を説く
- 第十三章 國體の尊嚴を説く
- 第十四章 言語學の標準と爲すべき説
- 第十五章 音樂の標準と爲すべき説

附記

- 一 平曲秘事句の辨明
- 二 秦野流秘事句の辨明
- 三 文部省山田孝雄氏の説に答ふ
- 四 文部省山田孝雄氏の問題に答ふ

平家物語の心の徴證前論の一

本論序言に、

藤原行長、鎌倉時代に於ける尊王主倡の元魁にして、王政復古の鼻祖神なり。平家物語は、一變して北畠准后の神皇正統記と爲り、再變して水戸義公の大日本史と爲り、三變して頼山陽等の回天文章と爲り、天下の諸豪をして尊王の大義に軌掌せしめ、遂に明治の新天地を開き、新日本を作り、世界の強國と爲るに至るを記せり、其考證を左に詳説す。

平家物語小松教訓の章曰。行長重盛を藉るの文章

我朝は、天照大神の御子孫、國の主として天兒屋根の命御末、朝の政を掌らせ玉ひしより以來、太政大臣の官に至る人の甲冑を鎧ふこと、禮儀を背くにあらずや。就中御出家の御身分なり、それ三世の諸佛、解脱同相の法衣を脱ぎ捨て、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましきこと、内に破戒

無慚の罪を招くのみならず、外には仁義禮智信の法にも背き候ひなんぞ。旁々恐れある中事にて候へども、心の底に旨趣を残すべきにも候はず。先づ四恩候ふ、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是なり。其中に尤も重きは朝恩なり。普天の下王地に非ざいふことなし、されば彼の額川に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も、勅命背き難き禮義をば存知す。承はれ。如何にいはんや先祖にも未だ聞かざりし、太政大臣を極めさせ給ふ所。加之國郡半は一門の所領となりて、田園悉く一家の進止たり。是幾代の朝恩に非ずや、是等莫大の御恩を思し召し忘れさせ給ひて、亂りがはしく法皇を傾け參らせ給はん事、天照大神正八幡宮の神慮にも背かせ候ひなんぞ、それ日本は神國なり、神は非禮を受け玉ふべからず。

伊豆院宣の章曰。行長院宣を假るの文章

頻りの年より以降、平氏王化を蔑如し、政道を憚る所なし、佛法を破滅し、王法を亂らんと欲す。夫我國は神國なり、宗廟相並で神德維新なり、故に朝廷開基の後數千餘歲の間、帝位を傾け國家を危めんとする者、皆以て敗北せずといふことなし。然らば則ち且うは神道の冥助に任せ且ては勅宣の旨趣を守りて、早く平氏の一族を亡して朝家の怨敵を退けよ。

吉田大納言沙汰の章曰。

日本國中の總追捕使を賜て、段別に兵糧米宛て行はるべき由、鎌倉殿より公家へ奏聞せられたりければ、法皇仰せられけるは、昔より代々の朝敵を平ぐる者多し。雖も半國を賜るといふことは無量義經に見えたり、過分の申し條かなとて諸卿に仰せ合せらる、諸卿申されけるは、賴朝卿の中さるる所、道理半ばなりとて諸國に守護を置き、莊園に地頭を補せらる。斯りしかば一毛ばかりも隠すべきやうぞなかりける。

行長、平家物語を作爲するに、我國は神國なりとの綱領を以て、平氏源氏の王權を犯すを書すること此の如し。

神皇正統記曰。

大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を傳へ玉ふ、我國のみ此事あり、異朝には其たぐひ無し、此故に神國なりと云ふなり。

二條院の條曰。

清盛朝臣に仰せて召し捕へられ、配所に遣はさる、これより、清盛、天下の權をほしきまくにして、程なく太政大臣にあがり、その子大臣の大將になり、剩へ兄弟左右の大將にて並べりき。天下の諸國は半ば過ぐるまで官領を爲し、官位は多く一門家族にふさげたり、王室の權更に無きが如くなりぬ。

後鳥羽院の條曰。

平氏亡滅して、天下固の如く、君の御まくなるべきかと思えしに、賴朝勳功まことにためし無かりければ、自らも權をほしきまくにす、君もまたうち任せられにければ、王家の權いよく衰へにき、諸國に守護を置きて國司の威を壓へしかば、吏務といふことは名ばかりになりぬ、あらゆる莊園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれり。

北畠准后は、神皇正統記を作爲するに、大日本は神國なりとの提綱を以て國體を叙し、世態の變遷を叙せり。平家物語は、佛法を以て經とし王法を以て緯と爲すに反し、神皇正統記は、王法を以て經とし佛法を以て緯と爲せり。而して清盛賴朝の王權を犯すを寫するの文章は、平家物語の文章と其體を同じうせり。平家物語は、一變して神皇正統記と爲ると言ひしは、此文證に因てなり。

大日本史曰。

天祖馭極、照臨八表、聖子神孫、繼繼承承、天日之嗣、與天地悠久とありて、將軍傳を作り、大義名分を明にす。

平家物語は、再變して大日本史と爲ると言ひしは、此文證に因てなり。日本外史曰。

吾讀舊志、見鳥羽帝時數下制符禁諸州武士屬源平二氏、曰大權之歸將門

也、其在於此歟。及讀三善清行、封事陳宿衛豪橫之患、乃知制度之弊其來久矣、非亶始於此也。

日本外史を論ずる者、舊志は、北畠親房卿の神皇正統記を謂ふと、而も外史の引用書目に、神皇正統記を第一位に掲ぐ、是に因るも日本外史は神皇正統記に依據せし一の考證なるべし、而して吾は別に説あり左の如し。

平家物語二代の後の章曰。
昔より今に至るまで、源平兩氏、朝家に召し仕れて王化に従はず、自ら朝權を輕んずる者には互に誠を加へしかば、代の亂れはなかりしに、保元に爲義斬られ、平治に義朝誅せられて、後は、末々の源氏ごも、或は流され、或は失はれて、今は平家の一類のみ繁昌して頭をさし出す者なし、末の世までも何事かあらんぞ見えし、されど鳥羽の院御晏駕の後は、兵革打ち續きて、死罪、流刑、解官、停任、常に行はれて海内も靜かならず、世間も未だ落居せず。

此文章を熟讀すれば、外史の鳥羽帝の時、制府を下し、諸州の武士源平二氏に屬するを禁ずるを見るに云ふは、行長、其事實を此章に書せしものなり。平家物語延喜聖代の章曰。

神を敬ひ、法に歸し、人を憐み民を恵み、式條を定め、法度を行ひ、非を糺し、政道を先きこし玉へり、されば一天靜にして四海無事なり、三皇の古き例にも劣らず、五帝の昔にも踰えたりき。

延喜聖代は、行長、醍醐天皇の聖徳を頌し、平家物語の眼目とし、小秘事と爲して其篇次に加へざる文章なり。其然る所以は、醍醐天皇の時に於て、三善清行、十二章の封事を奉り、文事、武備の國事を奏上せり。即ち式條を定め、法度を行ひ、非を糺すこあるは、是れを云ふなり。而して鳥羽天皇の時、又源平兩氏を制裁せしも、爾來朝廷其制御を誤り、遂に清盛、頼朝をして、王權を犯すに至らしむ。行長慷慨し、平家物語に關係なき延喜聖代を作爲し、君臣の鑑戒と爲せり。(第七章第二延喜聖代の文章の條に詳論す)

此文章を熟讀すれば、外史の三善清行、封事宿衛豪横の患を陳ずるを讀むに及び、乃ち知る制度の弊其來る久し、直に此に始まるに非ずこの論旨、行長、延喜聖代を作るの論旨と其識見を同ふするものなり。

又行長、平家物語の論旨は、因果の理法に據る、而して山陽外史の論據も亦然りとす。

平家物語小教訓の章曰。

父祖の善惡は、必ず子孫に及ぶこそ見えて候らへ、積善の家には餘慶あり、積惡の門には餘殃絶えずこそ承はれ。

福原落の章曰。

積善の餘慶家に盡き、積惡の餘殃身に及ぶが故に、神明にも放たれ奉り、君にも捨られ參らせて、帝都を出で旅泊に漂ふ上は、何の頼かあるべき。

小原御幸の章曰。

因果經に、ヨクチコゴシ欲知過去因、ミミコシ見其現在因、ヨクチミコシ欲知未來果、ミミコシ見其現在因と説かれたり、

過去未來の因果を兼て悟らせ玉ひなば、つやく御歎きあるべからず。此他枚舉に違あらざるなり。

日本外史平家の論説曰。

且夫源氏猜忍、骨肉相食、孰與平氏闔門至死不_レ失、懿親邪、世傳平語、倚琵琶演之、其音悲壯感憤、聽者莫不悽愴、余曾西遊長門、過壇浦、觀平氏覆滅之處矣、又抵肥後、聞其州有五家山、山谷深阻、平氏或竄匿焉、子孫至今猶有存者、不與外人交通、云、夫平氏於王家功罪相償、天不必勦絕其後、則其或然也。

新田氏の論説曰。

十三世之室町、徒見市塵迷離、索其斷礎、不復可識、義貞之聽運於天、其以此邪。(中略)我二百年後、代足利氏而興者、實出於新田遠裔、亦烏知非應義貞之祈哉、則天運果有復時、勝敗之數未可以歲月較也。

此他枚舉に違あらざるなり此等の文章を對照すれば、山陽は、行長の精神を

師表と爲せしは、何人も是認せざるを得ざるべし。
論者曰、明治維新の天地を開く者大日本史なりと。又曰、八百年の封建を破壊し王政復古の運を開く者は日本外史なりと。洵に然り然と雖も、其本源は、平家物語に存す、如上記載の文章を對照し、意義を考察すれば、北畠准后、水戸義公、又頼山陽等の文學は、行長の精神を師表と爲し、天地の正氣を鼓舞し、一倡百和、遂に其希望を成す者にして、其花實の精華は、平家物語に存するは、争ふべからざるを了得すべし。吾は行長を以て、鎌倉時代に於ける尊王主倡の元魁にして、王政復古の鼻祖と稱す、是其眞因とする所なり。

平家物語の心の徵證前論の二

本論序文に

平家音樂は、其精氣は、白虹飛び、紫電迸り、斗牛を衝いて、鬼神感激し。其調聲は、行雲止り、流水咽び、潜龍を驚して英雄感泣す。行長、王權の武門に移るを憤慨し、平家物語を作爲し、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬り、又其斬る者を呼起す尊王の精神、天地の間に磅礴影響し、遂に皇運を挽回するを得たり。と記せり其考證を左に詳説す。

平家物語、即ち新佛教の諷誦經文を國教と爲せしより、王公貴人武士文人、深く愛好せしは、平家音樂史に詳記せり。北畠准后は、平家音樂を愛好せしを聞かず、然れども行長の精神を師表と爲し、平家物語の文學を模範と爲して、神皇正統記を作爲せしを見れば、平家音樂の素養なきに非ざるが如し。

水戸義公は、江戸藩邸に後樂園を開き、彰考館を建て、大日本史を編著するに方り、小西湖畔に一祠を建て、伯夷叔齊を祀ると云ふ、伯夷叔齊は、孔子は、聖の清き者と云ふ、平家物語小松教訓の章に、「去れば、彼の潁川の水に耳を濯ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も、勅命背き禮義をば存すこそ承れ、」とあり。行長、許由の箕山に隠れ、伯夷叔齊の首陽山に隠る、尊王の精神を説くこと此の如し。義公の伯夷叔齊を祭祀するも、尊王の精神を尊信するにあるべく且つ現今茨城縣の彰考館に、平家物語多数の種類を蔵すると云ふ、義公は、行長の精神を師表と爲すの意を知るべし。

又水戸義公は、平家音楽を愛好し、佐川檢校の平家音楽を聴き、日本史を書せし儒者の一人たる人見某をして、檢校の琵琶に鳴門の銘號を與へしむと云ふ。此琵琶、現今、東京京橋區西紺屋町の骨董商某所有し稀有の名器なり。又水戸烈公、塙檢校の平家音楽を聴きしは、平家音楽史に記載せり。頼山陽の平家音楽を愛好せしは、平家音楽史に詳記せり、齋藤拙堂、山陽の

平家音楽を聴きし文章を左に掲ぐ。

憶每嘗訪先生、先生必延接於水亭、亭臨鴨川、面東山、形勝絕佳、扁曰「山紫水明處、持髯顧盼、揚推古今、酒酣、輒撥琵琶說平家、一兩引、遂或留宿、抵足縱談、往々徹曉、以爲髯蘇以後、七百餘年無此風流。」

平家物語は、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬り、又其斬る者を呼起すの作なり。北畠准后、水戸義公、頼山陽等は、乃ち行長に呼起されて、王者を犯す者を斬るの文學を作爲せし者なり。而して由井正雪の如きは、又呼起されて、之れを斬るの計畫を爲す者、平家物語評判は、其證とする所なり。

行長、尊王の精神、天地の間に磅礴影響し、遂に皇運を挽回するを得たること此の如し。而して平家物語は、學校生徒も其文章の美を稱し之れを愛讀し、又平家音楽は、政府は制度を廢して地に墜ちしも、今復國家事業として東京音楽學校に調査保存を處置せらる。行長の神靈

凛乎として生氣ある者なり、吾は行長を以て鎌倉時代に於ける尊王の元魁にし、王政復古の鼻祖と稱す、是其副因とする所なり。

第一章 平家物語の心の徴證

王者を犯す者を斬り又斬る者を呼起す

祇園精舎の章曰。

重初重 遠く異朝を訪ふに、秦の趙高、漢の王莽、梁の周昇、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政事にも従はず、樂みを極め諫をも思ひ入れず、天下の亂ん事をも悟らずして、民間の愁る處を知らざりしかば、久しからずして亡びにし者共なり。位口説 近く本朝を窺ふに、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信賴、是等は驕れる事も、猛き心も、皆執り執りなりしかども、近くは六波羅の入道、前の太政大臣、平の朝臣清盛公に申し人の形勢、傳へ承まるこそ心も詞も及れぬ。

横田川原合戦の章曰。

口説 八月七日の日、官の廳にして、大仁王會行はる、是は將門追討の例を

ぞ聞えし。九月一日の日、純友追討の例にて、伊勢大神宮へ鏡の鎧甲を参らせらる、勅使は、祭主神祇の權太夫、大中臣の定隆、(中畧)平氏調伏の由を注進しけるこそ恐ろしけれ。こはいかに仰せければ、朝敵調伏せよ。仰せ下さる。侍ら。當時の體を見るに、平家専ら朝敵と見えたり、依て彼を調伏す。

伊豆院宣の章曰。

散し しきりの年より以降、平氏王化を蔑如し政道を憚ることなし、恣いままに佛法を破滅し王法を亂らんごす。(中畧)然れば則ち且うは神道の冥助に任せ、且うは勅宣の旨趣を守つて、早く平氏の人類を亡して朝家の怨敵を退けよ。

如上の文章は、行長、清盛を朝敵と爲し逆賊と爲し、筆誅せし文章なり。朝敵揃の章曰。

中音 抑々我朝に朝敵の始りける事は、日本盤余尊の御宇四年、紀州名草の

郡高雄の村に、一つの**中洵**蜘蛛有り、身短く手足長くして力人に勝たり。人民多く損害せしかば、官軍發向して宣旨を讀み掛け、葛の綱を結んで終に是を掩ひ殺す。**呂**其より**下音**以降、野心を指挾で朝威を滅さんごする輩、**上音**大石の山鷹、大山の王子、山田の石川、守屋の大臣、蘇我の入鹿、大伴の眞鳥、文屋の宮田、橘の逸勢、氷上の川繼、伊豫の親王、大宰の小貳、藤原の廣嗣、惠美の押勝、早良の太子、井上の皇后、藤原の仲成、平の將門、藤原の純友、安部の貞任宗任、前の對馬の守源義親、悪左府悪右衛門督に至るまで、其例既に二十餘人去ごも一人ごして素懷を遂ぐる者なし、皆屍を山野に**下**曝し、首を獄門に掛けらる。

頼朝、平氏を征討せしは、父祖の仇を報せし義戦たり、其手初めごして、伊豆の國の目代、和泉の判官兼隆を、夜討せしを以て、朝敵と言ふを得ず、然るに行長、朝敵揃の題號の下に、古來二十餘人の朝敵の人名を列記し、頼朝をも、朝敵の如くに記載せしは、深き意味在る事と思はる。

熟く行長、此の文章を作りし意志を忖度するに、頼朝、父祖の仇を報じ、内侍所を還入せしは、之を義舉とせしも、平氏を征討せし後、後白河法皇の叡旨に反きて、天下を横領し、霸業を爲すの所爲に對し、是を朝敵と爲せり。

祇園精舎の章は、漢土の逆臣と、我國の逆臣との名を擧げ、主として清盛の不臣を論じて頼朝の不臣を含み。朝敵揃の章は、我國逆臣の名を擧げ、主として頼朝の不臣を論じて清盛の不臣を含む。何となれば朝敵揃の題號は、古人の朝敵揃と謂ふに非ず、今人の朝敵揃と謂ふの意味にて書するものなり。

法性寺合戦の章、

平家は西國に、兵衛佐は東國に、木曾は都に張り行ふ、前漢後漢の間、王莽が世を打つ取つて、十八年治めたりしが如し。

此章を一見すれば、行長、頼朝を朝敵と爲すを明かに知るを得べし。唯頼朝のみにあらず、平氏及木曾義仲をも、皆朝敵逆賊と爲せしを知るべし。

祇園精舎の章に、

是等は、皆舊主先皇の政事にも従はず、樂みを極め諫めをも思ひ入れず、天下の亂れん事をも悟らずして、民間の愁ふる所を知らざりしかば、久しからずして亡びにし者なり。

横田河原合戦の章に、

平氏、専ら朝敵と見えたり、依て彼を調伏す。

伊豆院宣の章に、

朝廷開基の後ち、數千餘歳が間、帝位を傾け國家を危ぶめんとする輩、皆以て敗北せずと云ふことなし。

朝敵揃の章に、

其例既に二十餘人、去れども一人として素懷を遂ぐる者なし、皆屍を山野に曝し、首を獄門に掛けらる。

行長、此文章を作爲せし精神は、古代の忠臣義士の、亂臣賊子を誅戮せし

如く、清盛、頼朝、又木曾義仲をも、誅戮するの精神なるも、當年の公卿は俱に謀るに足らず。鴉川合戦の章に、「大臣は、祿を重んじて諫めず、小臣は罪を恐れて申さず」とあり。此情體なるにあり、勢何とも爲し能はず、憤慨に堪へずして朝廷を遁れ、佛界に投じ、平家物語を作り、清盛、頼朝、義仲を筆誅せし者なり。

平家物語の心は、利劍を錦囊に盛り、王者を犯す者を斬るの作と言ひしは、其文章の表面は、艷麗絢爛にして、花の如く錦の如く、優雅美妙にして、一大長篇の叙事詩の如きも、其裏面は、慷慨を極め、悲憤を極め、鬼神も國の爲めに哭せざるを得せざるの作爲たるに因てなり。又斬る者を呼起すの作と言ひしは、平家物語を極致の音楽と爲し、痛切に其所感を激成し、亂臣賊子を誅戮するの意志を鼓動し振作し、尊王の精神を誘起するの作爲に因てなり。正治二年、頼朝死し、而して時政頼家を弑し、公曉實朝を弑す。承久の亂、北條義時、二十萬の兵を以て王師に勝ち、三上皇を遠竄し、天下風靡せしも、

其下臣に刺されて横死せり。行長世に在て、早已に王者を犯す者を斬り、又其斬る者を呼起すの意を成すこと此の如し。

平家物語は、字々玉の如きも、句々涙ならざるなく、平家音楽は、其性質は、行雲止り、流水咽び、其玄妙潜龍を驚すの概あるも、其精神は、白虹飛び、紫電迸り、其精氣斗牛を衝くの趣あり。是即ち錦囊利劍の聲にして、英雄を泣かしめ鬼神を激さしむる平家物語の心の發動なり。琵琶行曰、間關鶯語花底滑、幽咽泉流水下灘、銀瓶乍破水聲迸、鐵騎突出刀槍鳴と、平家音楽の性質精神も亦此の如し。

禿の章曰、

入道相國の小舅、平大納言時忠卿の宣ひけるは、此一門に非ざれば、皆非人たるべしとぞ宣ひける、されば、いかなる人も此門にむすぼうれんことをぞしける。

吾は此章を見、俯仰懷舊の情に堪へざる者あり、戊辰の役、津輕の參軍と

爲り、砲烟彈雨の間に馳騁し傷を負ふ。而して明治二年、藩主の意に従ひ、太政官に出仕せり。然るに當時の官憲は、薩長人に非ざれば人に非ざること、其跋扈言ふべからず。吾の知友たる會藩の英傑、廣澤安任は官途を望まず、青森縣に牧場を開き世に出でず。長岡久茂は、文部省出仕を罷め、前原一誠に與し、發覺して東京鎧橋に捕はれ自殺せり。山川浩は陸軍省に出仕し、屈辱を忍び、前原一誠の征討に加はり功を樹つ。我藩の木村蕨吉は、陸軍省出仕の屈辱に堪へず、辭して北海の拓殖に赴き病死せり。吾亦た忍ぶ能はず、挂官して藩に歸る。薩長の門にむすばうれし者、今や洋館に往し馬車に乗り、富貴榮華を極む。吾は貧賤に身を委し、行長、畢生平家物語に身を盡す如きの境遇と爲る、是れ自ら作る罪なり。

現今の官憲は、昔日の如きに非ず、平田氏、齋藤氏、後藤氏、大臣と爲りて内閣に列す、東北の天地も、王化均一するの經營を切望す。又東北の政黨は藩閥打破を標榜して起る者、河野氏、原氏、秀衡東北の野に蹠蹠し賴朝に降らざる氣概を切望す。唯華族の新班は、薩長人に多く、陸海軍の將校は薩長人に多し、東北人は、寥々曉天の殘星のみ。此事態に於ては、薩長人に非ざれば、人に非ずこの感なからざるなり。

鱸の章曰。

太政大臣は、一人に師範として四海に義刑せり、國を治め道を論じ陰陽を和げ治む。

妓王の章曰。

入道相國、かよふに一天四海を掌の中に握り給ひし上は、世の譏をも憚らず、人の嘲をも顧みず、不思議の事をのみし給へり。

現今上流紳士の態度に關し、竊に墮愁に堪へず。華族は、國家の藩屏と稱し、臣民の儀表と稱す。誠意誠心協同戮力して、國家に盡さんとするれば、政事教育の企圖に對し、一舉手一投足に其成るを期すべきなり、何ぞ政事の腐敗を憂へん、何ぞ教育の不振を憂へん、然るに伯爵の如きは、同志會と

云ひ、非同志會と云ひ、其歩調を一にせず。其他の貴族員の如きも、四分五裂收拾すべからず、蝸牛小争に是日も足らず、正々堂々大政を争ふの雄志なく、一蚌一鵜漁夫をして意を得しむ、豈天下の遺憾ならずや。大隈伯は、超然として之れを辟け、松平直亮伯は脱然として之に和せず、吾は故近衛公爵を追慕して已まざるなり。

我身の榮華の章曰。

その外、庄園田畑いくらごいふ數を知らず、綺羅充滿して堂上花の如し、顯貴群集して門前市を爲す、揚州の金、荊州の珠、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶一とて闕けたる事無し、歌堂舞閣の基、魚龍爵馬の翫び物、恐らくは帝闕も仙洞も、是には過ぎじごぞ見えし。

行長をして今世に在らしむれば、平家物語を書せし、利劍を錦囊に盛り王者を犯す者を斬り又其斬る者を呼起す筆を以て、明治物語を書し、復た祇園精舎の鐘の聲、紗羅雙樹の花の色を絶叫すべし。

平家物語の體の徵證前論

平家物語は、佛教を日本化せし新佛教の諷誦經文なり、藤原行長、我國を神國と稱す。抑も推古天皇以來、佛法僧を尊信して三寶と爲し、以て神國を護持するの制度を設定し、歴世の皇室も尊信せられ、天下の臣民も尊信せり。而して源平の時に至り、神國を護持する三寶、神國を害毒するに至る。行長、悲憤慷慨に堪へず、天照大神を奉じ、釋迦の世教を日本化し、新佛教の諷誦經文を作爲し、神國の救済を圖る。平家物語の文章に就き、其徵憑と認むる條項を擧て證と爲すに方り、其理由と認むる所を左に論ず。

願立の章曰。

加茂川の水、雙六の骰、山法師、これ我が心かなはぬものご、白河院も仰せけりごかや。

佛法僧三寶の制度は、朝廷其處置を誤り、白河天皇山法師の專横を悲歎せ

らるゝこと此の如し。抑も醍醐天皇の時、三善清行、佛僧の凶濫を憂ひ、源平の後難を憂ひ、封事を奉る。鳥羽天皇は、屢々源平を制裁するに關はらず、得長壽院を建立し、其賞として忠盛に但馬の國を賜り、平氏の勢力を誘致し、御一身の長壽を祈り、皇運の長壽を祈らず。而して後白河天皇、法皇と爲り三寶の主腦と爲り、大政大臣の清盛、入道と爲り、三寶の分子と爲り、而して法皇を犯し、王權を挫き、遂に流人の頼朝王權を攘奪するに至る。唯法皇は、三寶の主腦にして權を失し、清盛は、三寶の分子にして權を得、一大變亂を起すのみならず、三寶の本分なる者、三寶を無視し大亂に干與し、南都の諸大寺、比叡、三井の諸大寺を始めとし、平氏に與するあり、木曾に與するあり、又源氏に與するあり、三寶の重要たる忍辱の鎧を脱ぎ捨て、修羅の鎧を着纏ひ、邪見の戟を横へて、濁劫惡鬼の振舞を爲し、大慈大悲の誓願を以て、難に代り苦に代り、衆生を濟度する觀世音の旨に反き、いかんぞ世尊釋迦無二の師弟子と謂ふを得んや。聖德太師子、三寶を

以て國家を護持する旨趣に反するも甚し。

平家物語は、殿上閣討の章に筆を起し、鳥羽天皇亂階を作るを書し、鱸、禿、我身の榮華、祇王の章に、後白河法皇、權を失し、入道相國權を得るを書し、二條天皇、佛法を口實とし、近衛天皇の皇后即ち太皇太后を二代の后と爲し、皇威を損ずるを書し、二條天皇の御葬送に、延曆寺廣福寺の惡僧、額打の狼藉を爲し王權を輕ずるを書し、夫より漸次、清水炎上、御輿振、内裏炎上、座主流、山門滅亡、善光寺炎上、頼豪、山門牒狀、文覺勸進帳、伊豆院宣、奈良炎上、木曾山門牒狀、山門返牒、平家連署願書、山門御幸、等三寶の神國に禍し、王權を失墜するを書する、至れり盡せり。

行長の晩年、後鳥羽上皇、土御門上皇、順徳上皇、北條義時の反賊を征討せられ、金剛寺、仁和寺、延曆寺、園城寺に、朝敵調伏の密旨を賜るも、之れを奉ぜずして關東に屬す。三寶の亡狀凶濫此の如し。而して佛宗の繁昌を言へは、釋迦の一教敷教に分れ、敷宗に岐る。此時に於て法然の念佛宗を

開くあり、榮西の禪宗を開くあり、佛宗益々盛大なるも、彌陀の利劍を揮て、朝敵を打拂ひ皇室に盡す者無し、行長是に於てか、天照大神を奉じ、國體を中心と爲し、釋迦の佛教を日本化し、新佛教の諷誦經文を作爲し、其心は聖德太子守屋大臣を誅する如く、日本刀を揮ひ王者を犯す者を斬り、又其斬る者を呼起すにありて、其體は、聖德太子、三寶を以て國家を護持する如し、佛理經義を以て王法を補足し、臣子を戒飭し、僧侶を戒飭し、即ち勸善懲惡の觀念を搏動し、毀譽褒貶の所感を激成し、世道人心の匡正に資し、千古の教訓を垂るゝなり。

小松教訓の章に、

我朝は、天照大神の御子孫、國の主として天兒屋根の尊の御末、朝の政を掌らせ玉ふ。

此文章は、行長天照大神を奉じて世尊と爲せし現證なり。

夫れ三世の諸佛、解脱同相の法衣を脱ぎ捨て、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を

帶しましまさんごこ、内には破戒無慚の罪を招くのみならず、外には仁義禮智信の法にも背き候ひなんす。

此文章は、獨り清盛の非行を謂ふにあらず、天下の僧侶を戒飭するの教訓なり。

先づ四恩候ふ、天地の恩、國王の法、父母の恩、衆生の恩是なり、尤も重きは朝恩なり、普天の下王地に非ずといふことなし、されば彼の潁川に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折りし賢人も、勅命背き難き禮義をば、存知ずと承はれ。

此文章、獨り清盛の非行を謂ふに非ず、天下の人臣を戒飭するの教訓なり。

天照大神、正八幡宮の神慮にも背かせ給ひ候ひなんす、それ日本は神國なり、神は非禮を受け玉ふべからず。

此文章の精神を考察すれば、佛教を日本化して新佛教を作爲し、天下國家を匡正するに資するの精神を知るべし。

第二章 佛教を日本化せし新佛教諷誦經

文の徵證

祇園精舎の章曰。

中音 祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり、紗羅雙樹の花の色、盛者心滅の理を現す。初重 驕れる者久しからず、只春の夜の夢の如し。重初重 猛き人も遂には亡びぬ、偏に風の前の塵に同じ。

本章は、涅槃經の佛語を以て主として清盛の亡狀を諷し、併て頼朝の亡狀を含む、平家物語の序言を爲し、平家物語は新佛教の諷誦經文なりとの實體を現すなり。然るに本章は諷誦經文の組織上、佛法を以て經を爲すの眼目とし、其立證として小秘事の秘要を爲し、一般の篇次に加へず、其諷誦即ち朗唱は、其音譜音韻、全篇に比例なきの調聲を爲し、古來の遺訓に、一生中三回より朗唱すべからずを爲せり。第六章の第二、小秘事秘要の部に詳記す。

平家物語は、新佛教の諷誦經文たる證據の一なり。

宗論の章曰。

口説 天竺の釋迦如來、我朝の弘法大師共に即身成佛の現證なり。

本章は、弘法大師、佛法の本源を論ずる文章にして、諷誦經文文學の組織上靈魂を爲し、其立證として大秘事の秘要を篇次に加へざるなり。第八章第一、大秘事秘要の部に詳記す。

平家物語は、新佛教諷誦經文たる證據の二なり。

灌頂卷。

女院御出家の章曰。

詞折口説 女院は、文治元年五月朔日ヒトイノヒの日、御髮落させ玉ひけり、御戒の師には、長樂寺の阿證坊の上人印誓をぞ聞えし、御布施には先帝の御直衣オシナホシなり。小原入御の章曰。

下ヶ 文治元年長月ナガツキの末に、彼の寂光院へぞ入らせおはしけり。

詞折口説

佛の御前へまゐらせ玉ひて、天子聖靈、一門亡魂、成等正覺、出離生死、頓證菩提、ご祈らせましましける。

小原御幸の章曰。

折聲

欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因、ご説かれたり、過去未來の因果を兼て悟らせ玉ひなば、つやく御歎きあるべからず。

六道の章曰。

詞折口説

人間の事は、愛別離苦、怨憎會苦、共に我身に知られて侍らふなり、四苦八苦、一つこして残るところ侍らはず。

御往生の章曰。

折聲

昔は先づ東に向はせ玉ひて、天照大神、正八幡宮を伏し拜ませ玉ひて、天子寶算、千秋萬歳ごこそ祈り申させ玉ひしか、今は引き替へて、西に向かはせ玉ひて、過去聖靈、必ず一佛土にご祈らせ玉ふこそ悲しけれ。

灌頂ごは、佛法の秘要を灌頂ご稱し、雅樂の秘要を灌頂ご稱するに因るも

のにして、此一事を以て見るも、平家物語の性質を知るを得べく、又文章の訓讀經文的なるは、音譜を點附して朗唱するに因てなり。

又平家物語に、南都牒狀、木曾山門牒狀、山門返牒狀、山門牒狀、南都返牒、平家連署願書、伊豆院宣、八嶋院宣、康賴祝詞、木曾願書、文覺勸進帳、腰越、請文、の十三章を讀物ご稱する朗唱ご爲せり。此文章の原書は、漢文の作爲なり。源平盛衰記は、原書のまゝを書せり。然るに平家物語は、國文に書し、然らざれば是に偈譜を點す、其文章を朗唱する能はざるによりてなり。

佛者の説に依れば、平家物語は、其文章の書き法、其辭の綴り法、經文の體裁に依り、普通の文章ご異なりご云ふ。

如上の記載は、平家物語は、新佛教諷誦經文たる證據の三なり。

燈籠の章曰。

中音

南無安養世界の彌陀善逝、三界六道の衆生を遍く濟度し玉へご、回迎

發願し玉へば、見る者慈悲心を發し、聞く者感涙をぞ催しける。

見る者慈悲心を發すことは、新佛教の文章を見る者を謂ひ、聞く者感涙を催すことは、新佛教經文の朗唱を聞く者を謂ふ。本章は、行長、重盛を藉り平家物語の本體を謂ふなり。

平家物語は、新佛教の諷誦經文たる證據の四なり。

敦盛最期の章曰。

中音 狂言綺語のこころわりこ云ひながら、遂に替佛乘の因と爲るこそ哀れなれ。

行長、頼朝猜忌の時世に屬し、正大の筆を以て正大の史を作爲する能はず、佛教を日本化し、新佛教諷誦經文を作爲せり、此章に於て、其作爲の心理を發露するものなり。

狂言綺語とは、白樂天の語にして、狂言とは、虚稱、捏造、荒唐、妄譖の文詞を謂ふ。平家物語の文章は、其曲折の間に於て、或は神告に托し、或

は易占に托し、且は人言に藉り、且は夢想に藉り、舞文弄語至らざる所なく、偶意偶言を以て人を諷し、佛理經義を以て世を戒む。是即ち新佛教と爲すの證とする所なり。

綺語とは、文章の异彩を謂ふ、平家物語の文章は、其紆餘の間に於て、詠詩的の詞あり、朗詠的の詞あり、精彩花の如く、潤飾錦の如し、其艷麗美妙を極めしは、諷誦經文と爲すの證とする所なり。

替佛乘の因と爲ることは、平家物語は、狂言綺語の戲作の如きも、天下を匡濟するの因と爲るを謂ふの證とする所なり。

平家物語は、新佛教の諷誦經文たる證據の五なり。

行長の後ちに於て、新鸞、日蓮、等の新佛者あり、新佛宗を起し、新佛教を作るも、釋迦の一教を踏襲するに過ぎざるなり。行長は、天照大神を奉じ、國體を中心と爲し、釋迦の教と孔子の教を參酌し、別に一教を立て、皇室及人臣の鑑戒と爲し、且つ是に偈譜を點し、是を朗唱し、燈籠の章に

所謂、見る者慈悲心を發し、聽く者感涙を催すの創作にして、勸善懲惡の觀念を搏動し、毀譽褒貶の所感を激成し、天下匹儔なきの教訓を垂るる者なり。是故に國家は、是を國教と爲し、制度を設けて保護せし所以なり。正親町定俊、平家物語考證曰。平家物語は、(中略)只文章に風流を專として詳かに考へたる書にあらず、事實も證據に成り難し、(中略)人物の褒貶も、經理を用ひざれば、異端曲説の外私意に涉り、後世を誤ること無きにあらず。文學博士星野恒、平家物語考證の序文に、野宮定基の説を擧て曰。此書所載、錯亂虛妄甚夥矣、或拾掇古今而附會髣髴者、或事蹤可取而年月齟齬者不可勝計也。

碩學大儒と稱ふるの徒にして、平家物語解釋の一斑此の如し。平家物語の心を知るの達識なく、平家物語の體を知るの學識なし。悲しむべし。

一新佛教の諷誦經文を、盲僧の業と爲せし歴史の一斑。

二新佛教の諷誦經文を、王公貴人の祭典に供せし歴史の一斑。

平家物語は、新佛教の諷誦經文たる證據如上の如し。尙國教と爲せし典例を擧げ之れを示す。

一新佛教の諷誦經文を、盲僧の業と爲せし歴史の一斑。

職原抄注解曰。檢校、點檢大法事也、金剛寺、或曰高野山、一山貫首曰檢校。(中略)當道、稱警者上藤曰檢校、亦點檢衆警之義也。亦曰、勾當、眞言宗旨有之、當時警者長曰檢校、其次曰勾當、依勘知衆警者事也。

倭訓栞曰。檢校、僧侶座頭に云へり。

檢校の職名は、原と僧侶の大法事を點檢する職名たりしに、警者の僧侶の職名と爲りしこと此の如し。

當道拔集錄曰。當道へ、檢校、勾當の二官を勅許ありしは、人皇五十八代、光孝天皇の御宇、丙午二月十七日也。此御宇より、八十五代後堀河院の御宇辛卯まで、凡二十八代、年數三百四十六年に至る。此間の檢校多しと雖も、時代順序の前後難分、故に不出之、性佛より顯すこと如何となれば、此性

佛檢校、器量世の常に勝れ、萬事に通達して、平家の極意を極め、末代まで當道の業を爲す元を立て、平家琵琶の始めなるが故に是を記す。

後堀河院の辛卯の年とは、寛喜三年にして、慈鎮和尚嘉祿元年入寂し、其六年の後、生佛、檢校を爲る、光孝天皇の時、初て替者に檢校勾當の職權を賜り、制度を設定して保護せられ、而して後鳥羽院の時、其制度を廢し、後堀河天皇の時、其舊制を復し、生佛檢校を爲りしなり。

當道拔集錄曰。八十六代の帝四條院、當道の糧なきを御憐みありて、攝政道家公に仰せて、諸道十一色の運上を當道に下し賜ふ。

九條道家公は、順徳天皇の時、攝政にして、生佛に琵琶の秘訣を賜り、後堀河天皇の時、攝政にて、生佛に檢校の職名を賜り、四條天皇の時、攝政にて、生佛に運上の配當を賜るの保護を與へたり。

當道要集曰。光孝天皇の時より、四條天皇の時まで、當道の官位、檢校、勾當、の二階なり、筑紫方檢校の時より、檢校、勾當、四度、衆分、打掛、

と、細かに分かつてり。

筑紫方檢校は、生佛檢校の門人にして、二代の檢校なり、此時新佛教諷誦經文の業に任ずる者、四官十六階の多きに至るなり。

當道要集曰。初め生佛の謠ひしものは、草按本にして、是を夢中詫宣の記と云ふ、其後四條大納言公任の子、三條大納言公教物語の本末を正し、内大臣師家十二卷の書に作る是を入坂の平家と云ふ。

筑紫方城一の門人二人、一は入坂城玄にして、久我太政大臣通光公の弟子なり、入坂流の一派を起し、後宇多天皇の寵遇を蒙り、二位に叙せられ、是れより久我家は、歴世檢校の總司を爲り、徳川の末世に至る。

城一門人の一人、坂東如一檢校は、行長の平家を繼承せり。

當道拔集錄曰。人皇九十七代、光明院の御宇、覺一檢校在名明石、是は如一弟子なり、足利家の庶流なり。

當道要集曰。覺一總檢校、四官十六階に分ち、七十三刻を爲して次第に昇進

仕らせべしと奏聞ありしかば、帝叡感ましまして、以來檢校、別當、勾當、座頭、の四官には、當道皆座の官物を永代に下し給へり。衆分以下の者には、先規の如く諸道の運上を可給との詔なり。依て初半、打掛より、大檢校まで七十三刻を分つ。

明石覺一は、總檢校と爲り、十萬石格式網代の乘輿にて參朝參賀し、天下の瞽盲を總管し、自治團體の制度を設定し、瞽盲社會を組織せり。

當道拔集録曰。人皇百八代後陽成天皇の御宇、慶長癸卯年、源家康公、天下御一統に被爲治給ふ時の座上、伊豆圓一總檢校恐悅に罷上り、先格の通り御禮申上げしに、東照宮、古代の儀御尋あらせられ、古例の趣き一々言上せしかば、之れを聞こし召し、當道の格式、古代の通無相違、檢校、勾當には、座中の官物永代に被下置、座頭以下の者共には、前々の如く諸道の運上を可被下置の旨被仰付、諸大名、旗本、御家人、寺社、百姓、町人、に至るまで、諸道の運上品々、以來無相違、當道に可差出旨一統に被仰付、其上、當道の式

目御改めありて、自今右の條々堅く可相守と被仰付。此時より、別して當道の法式、諸法度の次第、正敷定められ、因て御代々將軍宣下、又總檢校繼目御禮の節は、燕尾素絹長袴にて出仕、兩議事も、熨斗目長上下にて、柳の間まで召され、此處着座云々。

家康公は、明石總檢校賜りし恩典を、一層擴張して保護の制度を與へられたり。

座頭格式曰。

總檢校繼目御禮の式。

登城の節は、打物並五七の桐金紋の對の箱、何れも徒五人麻上下、近習四人熨斗目麻上下、陸尺六枚、乗物は、宮家、堂上方同様、屋根ごもに總網代、堅横棧、前後紋、五七の桐、長柄傘、兩職事、何れも駕籠四枚、若黨二人、挾箱、合羽箱三荷、兩押へは勿論、中シヤク御門の外、百人番所の前にて下乗。

此式は、延曆寺、圓城寺、僧正參賀參朝の式に同じと云ふ。

元祿五年二月十九日、杉山檢校、權大僧都緋衣紋白の袈裟御免被仰付。同六年、本所一ツ目に於て、地所並辨才天の尊像拜領、檢校總錄被仰付。京都の總檢校は、關西の瞽盲を總理し、江戸の總錄は、關東の瞽盲を總理せり。

五代將軍綱吉公の時に至り、瞽盲社會其全盛を極む。

如前列記の條項は、始祖生佛以來國家制度を設定し、盲官を對遇せし法規なり。此保護を賜りしは、平家物語は、新佛敎の諷誦經文の作爲にして、世道人心の匡正に資し、國家は國敎を爲し、保護し保存せし例證なり。(平家音樂史に詳記せり)

慶長の末年、山住某、三味線を能くし勾當を爲り、中年より箏曲を學び、上永を改め、八橋を改め檢校を爲る、八橋檢校以後檢校を爲る者多しと云ふ。又三味線は、永祿五年、琉球より傳へしより、石村某、虎澤某、檢校を爲り、三野井檢校に至りて大に流行せりと云ふ。是平家以外檢校の始也。

又鍼治は、杉山和一初て檢校を爲り、爾來安政七年十二月、禁裏典藥寮鍼

博士、鍼師の盲人、檢校の支配を爲すの令達を發するに云ふ。

吾本章を叙するに方り、徳川幕府創業の時、明治政府創業の時との處置を比較し、世人の判定を乞はんが爲めに、平家音樂史に記載せし文章を再び爰に掲ぐ。

漸之進曰、家康公、天下一統の時檢校、勾當には座中の官物永代に被下置、座頭以下の者共には、前々の如く、諸道の運上を可被下置の旨被仰付とは、四條天皇より、生佛檢校に賜る運上配當の制度を、光明天皇より、覺一檢校に賜はる官物給與の制度を謂ふものなり。而して此の制度を一層擴張し、運上の配當は、天下に令告して惠與せしめ、以て薄倖の瞽盲を撫恤すること共に、平家音樂を保護すること至れり盡せり。

家康公、霸を天下に爲し、府を江戸に開くに於て、古代の典例文物を尙ぶ此の如し。三百年の隆治を成す故なきに非ざるなり。之れに反し、明治政府は、更新早々瞽盲團體に屬する六百年來の制度を廢すること共に、光明天

皇より恩賜の邸と綱吉將軍より惠與の邸と合せて没收し、全國の瞽盲をして流離顛沛頼る所莫からしめ、京都及び江戸の名匠をして地を拂ふに至る。漸之進等、其の遠流の餘瀝を酌むは、舊君故父の遺徳に因るゝ雖も、必竟するに舊政府厚く保護を加へて之を維持するに因てなり、若し當時新政府當事者の處置の如くなれば、數百年前、平家音楽は既に其の跡を絶ちし者なり、史を編て此章に至る、感慨措く能はざるなり。

明治政府の處置。

瞽盲社會史曰。明治維新の際、伏見戦争の時、官の内命により、職屋敷より千圓を獻金したり。

漸之進曰。總檢校職屋敷は、京都佛光寺東洞院にあり、盲人社會を管理する役所なり。其収入は、盲人官位買賣の金と運上配當の金とにして、前者は、四官十六階の者に頒與し、後者は、七十三刻の者に頒與し、天下の瞽盲を扶持するの收入にして、不幸可憐の癡人、此の供給に頼り、身生を保

有する者なり。明治更新に際し、富豪の商估に對し、金員を徴收せし處置なきにあらず、然れども之れを公債として證書を交付し、又たは特殊の恩典を與へたり。瞽盲社會は、此の扶持資金を徴收せらるゝのみならず、尋いで官職を廢せられ、邸宅を没收せられ、平家の名匠等、道路に彷徨して窮死する者あるに至る。無情至極と言ふの外なかるべし。

江戸本所總録屋敷を沒收す。

瞽盲社會史曰く、明治四年五月二十四日、總録屋敷を召上げらる。盲人官位を廢す。

瞽盲社會史曰く、明治四年十一月四日、盲人官位の制度を廢す。

京都總檢校屋敷を沒收す。

瞽盲社會史曰く、盲人官位の制度廢止と共に、職屋敷沒收せらる。

福住檢校宗匠の歎聲。

村田直景平曲談曰。明治の初め福住檢校に遇ひ、談偶ま平家の事に及ぶ、那

の時で、頓寫もあれ切り、幕府もあれ切り、平家もあれ切り云々。(福住の傳に記す。)(那の時とは十四代將軍家茂公の喪に増上寺に於て頓寫の式に平家を奏するを云ふ。後條に記す。)

藤村性禪宗匠の歎聲。

藤村檢校平曲談曰く、明治三年追職屋敷が現存してありましたが、同時に職屋敷が御取上になりました以來、見る影もなくなりまして、當時では最う平家は、何處へ行てもありません云々。

漸之進曰、徳川政府創業の時、平家に關する處置と、明治政府創業の時、平家に關する處置とを比較するに、前者は之れを與へ、後者は之れを奪ひ、前者は之れを生じ、後者は之れを殺し、便ち前者は仁を極むる者にして、後者は不仁を極むる者なり。或は言ふ徳川政府は、勗めて守成を爲し、明治政府は、勗めて守成を取る、其處置當然なりと。然り明治政府の更新を圖る、古來の制度格式を廢絶するにより、檢校、勾當の職名を廢し、扶持保護の制

度を廢するは、止を得ずとするも、其の邸宅は之れを沒收するの理由なし。何となれば京都烏丸の檢校邸は、光明天皇より、總檢校明石覺一に恩賜の邸宅と言傳へありて、而して更に土地を買取し、之れを増加し、元祿五年壬申、九月二十九日、檢校久永彈一、政府に出願し、許可を得たるものにして、又江戸本所一ツ目の總録邸は、徳川綱吉將軍の與へたるものなり、純然私有財産の性質たり、豈之れを奪ふの理あらんや。然るに明治政府は一切の保護を廢止す、可憐の瞽盲生を保つに術なく、平家遂に地を拂ふに至る。便ち福住藤村兩宗匠の歎聲は、國家の音楽たる、平家亡滅の歎聲にして、鬼神も之れを哀むの概あるなり。

明治創業の官憲は、嚮きには總檢校より、一千金の徵收を爲し、而して又た其私有財産を奪ふに至り、其の暴横も極まる。

明治四十四年五月二十三日、京都藤村性禪檢校の訃音に接し、同氏は、方今、七百年の正系を傳へたる唯一人の檢校なり、此訃音を開き追悼に堪へず、平

家音楽史に記載せし同氏に關する一論を爰に擧げ、以て記念と爲す。

漸之進曰。藤村宗匠は、薄倖至極と言はざるを得ざるなり。其平曲談に曰く、明治三年まで、職屋敷(佛光寺東洞院東入る現今東枝の所)現存してありましたが、同年私は、秦野より出で檢校と爲ると同時に、職屋敷が御廢止になりました。以來見る影もなくなりまして、最う平家は何處行てもありません、尤も東京では二三平家を語る人はあります、十段位習ひ置て、全部語らうと言ふので、節は聞かれたものでありません。

總檢校郎は、四世覺一、光明天皇より、始めて總檢校の職名を賜ると同時に之れを賜り、爾來六百餘年、天下の瞽盲を支配し、平家を維持せしに、明治の初め、職屋敷より一千兩の獻金を徴し、而して一切の制度を廢し、恩賜の職屋敷も沒收し、藤村氏漸く檢校と爲りし場合に於て、此運命に際會し、其薄倖憫憐に堪へざるなり。

藤村檢校は、病身にして身體甚だ薄弱、寒夜笛を吹き、按摩を業とし僅に露

命を繋ぐも、平家は波多野流七世の宗匠として、幼年學習せし、二百齣の難曲も、尙之れを諳熟し、宗匠の態度を失はざるなり。

吾は前田流の平家音楽と共に國家に保存せんと欲し、其筋に屢々意見を上申せしも、馬耳東風に聞き流し、何の顧慮する所なし、然るに俄然其訃音に接し、哀惜の至なり。當局者此の如き冷淡にては、文藝院の開設も、其真正の効果に疑なき能はずこの心細き感想を生ずるなり。

明治藩閥政府の處置此の如し、清盛の暴虐と雖も、未だ無辜の人民を殺さず。此の如く甚しきものあらざるなり。

實乘院性禪日要居士 志

未亡人藤村いく子より通知

明治四十四年五月二十三日

二新佛教の諷誦經文を王公貴人の祭典に供せし歴史の一斑。

平家由來記曰。

頓寫の法會に語らばこそ、末代まで平氏の供養ならめ。

始祖生佛、法華頓寫の式に加ふるの始論なり。

當道要集曰。

三月二十四日、御經流きて法華經を書寫し、兩職事、檢校にて加茂川へ流す、是れを安徳天皇の御弔と號す、趣意は平家を語るを以て、當座の家業とすればなり。

積塔日時記事曰。

二月十六日、盲人檢校以下至衆分、各聚清聚庵爲光孝天皇之皇子天夜御子修石塔會盲人彈琵琶。

當道拔集錄曰。

六月二十日、人康親王御母君の御忌日なるを以て、涼の塔と稱し、石塔會と同じ。

又曰、石塔會、涼の塔會、頭人延喜聖代を語る、六派より五句の平家を勤む。

此式、平家音樂創業の時より開設し京都も江戸も同一の大禮にして明治四年制度を廢するに至て止む。

家光將軍の時、上野寛永寺、芝増上寺に於て、古式に倣ひ、頓寫の法會を起し、爾來代々將軍の新喪祭祀に之を行ひ、將軍家茂公の喪に、檢校福住順賀平家を演ずるを以て終りこす。

頓寫作法左の如し。

御經机御經經木硯筆墨並置檢校仕度爲致候事。

時刻見計役人定席 院代取計

次謝奏衆僧入堂 知事接内

次定席伽陀 此間に檢校定座

次役人兩人引水 院内接内知事渡水

次書寫 此間平家

次書寫訖磬 二丁

次平家

次衆僧退去

知事按内

次役人退席

院内按内

次經木經塔へ納御經供養之用意

次衆僧

純色七條

次役人定座

院代按内

次唄、次眠華籠、次散華

次法則、次回向

同音之時撤華燈

次導師下高座

次始經鏡出

次獻供

盛

次衆僧退去

知事按内

次代拜

院内按内

次導師退去

知事按内

曾祖父楠美則德遺書曰。慈眼太師齡百有餘歲にして御三代家光公まで附屬し奉る。

神君の御祭事、法華頓寫を初として、萬部千部一切の御法會、善根作善、残り那久盡させられ、此の上は、何等の執行なさばやこ、大師に御尋ありしかば、佛道の御執行、善美を盡させられたり、此の上は、音樂法會こそ、御供養の至極たるべしと答給ふ、さらば京都に奏問あるべしとて、不日に上使ありしかば、やがて勅許ありて、京派の伶家、嫡子又は二三男、三管三鼓の伶人、皆具して關東へ下し給はりたり、是れ東都にて、音樂法會の初めなりとかや。

事畢て、伶人等歸京なりとも、在府なりとも、勝手たるべしこの上意ありしかば、かゝる盛大の御當家へ、隨身仕官こそ、有がたければとて、其のむね冀ひしかば、御許容ありて、東叡山御本坊の麓、根岸坂本の邊りに

屋敷地を給り、祿五十石、又は俵子五七十俵、或は百俵、五口十口の扶持米共、附與せられ、今に自若として東都に雅樂盛なりきことは、偏に大師の庇蔭なりて、伶人感慨して口實となせり。

但正月元旦より、紅葉山の御祭事相勤候に付、伶人登城は、二月十五日に、年頭御禮申上候事、何れも四位五位之諸大夫に而、五十歳以上之老功、侍従に叙爵有之事。

右は二十五ヶ年以前出府、伶人の門に入しごき、筆策家、東儀雅樂屬より聞傳へたり。

文化十四丑四月

楠美のりよし

村田平曲談曰。抑も頓舎法會は、古より佛門の重禮式にして、若し將軍薨去の事あれば、寛永増上兩寺の中、其葬所の寺に於て、中陰中日々此の法會を執行し、平曲を座側に演ずるも、亦た一に古例に依る、其の趣旨蓋し經卷書寫の衆僧が、長座の倦怠を慰し、傍ら頓證菩提の縁を爲すより出づ、近者は將

軍昭徳公の薨ぜし時、猶此の舊式を廢せず、福住檢校宗匠を以て、是を勤めきごぞ、明治の後、福住に逢て、談偶ま頓寫のことに及ぶ、福住の曰く、あの時にて頓寫もあれきり、平家もあれきり、幕府もあれきりでした、一體頓寫の平曲は、經文のごと迄書く間に、句の此處迄語り切ると云ふ規則が有て、謂ば、一字書くうちに、幾節語ると當てある様なる、譯ゆるゑ、常に語ることは、餘程節回しを緩やかにするは勿論の事、總じて語り悪く、殊に御場所柄と言ふ次第なれば、中々心配なるものなりきと云ふ。

明治四十二年八月漸之進東京芝山内各寺の事務に參列せし田村伊助氏を訪ひ、曾て増上寺に於いて、徳川將軍の喪に頓寫の法會を行ひし古式に關し、書類一見の依頼を爲せしに、八月二十四日、同氏の書翰左の如し。

御尋の徳川家大法會の節、檢校衆、奏樂の件、夫々聞合候處、右將軍職の新喪大法會には、必ず檢校職長者の奏樂あり、是れを名けて頓寫と云ふ。其の奏樂中に、五百名の僧侶に於いて經文を寫し取り、是れを靈前

に供し讀經するの禮なり。此の時檢校は、諸大夫以上の格式を以て參殿するの待遇なりと云ふ。

増上寺には該記録有之候得共、火災後、(本年増上寺焼失)紛雜難見出、徳川十四代昭徳院殿、新喪法會の當時、檢校平家を演ぜしを實見せし、本年八十の老僧に承り、御參考迄に呈上候也。

更に其の老僧に遇し親く實況を聞かんと欲し、田村氏に紹介を乞ひしに、八月二十八日、田村氏の价在を以て面會し質問に答ふる左の如し。

徳川十四代將軍家茂公の新喪に、増上寺に三七日の法會を營み、山内中、五千人の僧侶より上級の者五百人を選抜し、頓寫の古式を舉行せり。此の祭典に、檢校古例の禮服を着して出場し、琵琶を弾じて平家を演じ、當年檢校は、其の名を忘れたるも、頗る妙音にして滿殿に聞え、其の演奏中、五百の僧侶、一齊に經文を頓寫し、此の時將軍家の世子は、堂上の一方に、深く簾を垂れて大禮に臨み、其の式典の莊嚴なる、言語の盡す所に非ざるな

り。此の大禮に琵琶を弾じて平家を演ず、其の檢校の苦心察するに餘りあり、此の老僧は、増上寺學寮金芝亭主、權僧正、阿川念達氏にして、本年八十と云ふ、饒樂として童顏の如し。

漸之進曰。頓寫の法會に平家を演ずるは、平家音樂史第一卷第六章の六に記載の如く、始祖生佛檢校の創設なり、而して八坂檢校之れを行ひ、覺一檢校之れを繼ぎ、檢校死後、其の香火寺清聚庵に於て、其の忌辰に之れを行ふを例とせり。後崇光上皇御記に、應永年中、屢々頓寫の式あるを御記載あらせらるゝにより、足利時代、此の禮式を繼續するを認識すべし。足利の末世より徳川の初世に至り、此の禮を行ふを聞かざるに、三代家光將軍、神君の大祭に、久しく廢絶の古式を擧ぐるは、平家に關する歴史を重ずるの致す所にして、古代の文物を尙ぶ至れり盡せりと言はざるを得ざるなり。

爾來此の大典を繼承し、十四代家茂將軍の喪に、之れを行ふを終りとすこ

云ふ當年此の大式に平家を演ぜし江戸第七世の宗匠、幕臣筒井肥前守の二男、檢校福住順賀は、村田直景氏に語りて、彼の時にて、頓寫もあれきり、平家もあれきり、幕府もあれきりなりこの歎聲を發せり、悲哉。

如上列記の條項は平家物語は、新佛教の諷誦經文にして、盲僧の業を爲し、王公貴人の祭典に供せし例證なり。平家物語の文證を、制度古典の例證を見れば、國家は、國教を爲し、保護維持せし的事实を知るべし。(平家音樂史に詳記せり。)

論者曰、平曲は、一種の歌曲なり、古人の愛好せしは、娛樂的翫賞的にして、現今の紳士は、義大夫浪花節を愛好せし如く、盲人の業を爲しは、三味線月琴を業を爲すに同じ、又王公貴人の祭典に供せしは、餘興的の演奏にして、靖國神社の祭典に、能舞を供し、相撲を供し、薩摩琵琶を弾じ、筑前琵琶を彈ずるに異ならず。論者は、世人の平家音樂に對する、一般の感想を代表し眞面目の言なり。明治政府は、七百年の古典を

無視し、一朝にして制度を全廢し、天下平曲の盲僧をして窮死せしめ、其過ちを悔ゆるの意なき者なり。論者の如きは、素より平家物語の心と體を知るべきの筈なく、平家音樂の古典と古例を知るべきの筈なし、吾は論者に答辯するの要なく、唯だ世の淺ましきを歎息するのみ。

一 和歌挿入の理由

卒都婆流の章曰。

三重甲 柿の本の人丸は、上 島隠れ行く舟を思ひ、甲 山邊の赤人は、上

蘆邊の鶴を詠めつく 下り 住吉の明神は、かたそぎの思をなし、三輪の明神は、杉立る門をさす。昔素蓋鳴尊、三十一字の和歌を始め給ひしより以來、諸諸の神明佛陀、彼の詠吟に依て、百千萬端の思ひを述べ給へり。

此記事を翫味すれば、和歌集に記載ある、忠盛、賴政、重衡等、有名の和歌の外、行長、其人を藉りて、之れを詠じ之れを掲げしは、推定するに難からず。

第三章 行長平家物語自作の徴證

源平興亡の一斑

六〇

物性の前章曰。

白聲 雅賴の卿の許に召仕れける、青侍が見たりける夢も怖ろしかりけり、
喩へば大内の神祇館と覺しき所に、東帶正しき上臈の數多ましまして、議定
の様なる事の有りしに、末座なる上臈の平家の方人し給ふと覺しきを、其中よ
りして追立らる。遙の座上に御尊げなる、御宿老のましましてけるが、此程平
家の預り奉つたる節刀をば、召返して伊豆國の流人、前の右兵衛佐賴朝に給
うずるなりとぞ仰せけるが、其後は我孫にも給へかしとぞ仰せける、青侍夢
の中に、或る老翁に次第に是れを問ひ奉るに、末座なる、上臈の平家の方人
し給ふと覺しきは嚴嶋の大明神、節刀を賴朝に給ふと仰せらるるとは、八幡大
菩薩、其後は我孫にも給へかしと仰せらるるとは、春日の大明神と答ふと云ふ

夢を見て、覺めて後是を人に語る程に、入道相國洩れ聞き給ひて、雅賴の卿
の許へ使者を立て、其に夢見の青侍の聞え候なる給つて、委しう尋ね候らは
ばやと、宣ひ遣はされたりければ、彼の夢見たりける青侍、悪しかりなごや
思ひけん、頓て逐電 **ハヅミ** してんげり。

青侍が、召し仕れしとある雅賴と云ふは、具平親王六世の孫、薄雲中納言
雅兼の第四子なるべし。平家物語に散見せしは、鶴の章に、「賴政矢を一つ
手挟みけることは、源中納言其時は、未だ左少辨にておはしけるが、變化の
物仕給らうずるには賴政ぞ候らんと選み申されたる、一の矢にて變化の物
射損ず程ならば、二の矢にて雅賴の首のシヤ首の骨を射んとなり。」とあり。
又公卿揃にも、中納言雅賴の名を記せり。按ずるに雅賴は、保元元年少辨
に任ぜられ、壽永中、齋院次官親能賴朝に與し、平氏雅賴の家を搜索せし
ことあり、清盛に快よからざる人なるべく、青侍が、此家に出入せしもの
と認む。

徒然草曰。後鳥羽院の御時、信濃前司行長、稽古の譽れありけるが、樂府の御論議の番に召されて、七徳の舞を二つ忘れたりければ、五徳の冠者ご異名のつきたるを、心うき事にして、學問をすてて、遁世したりけるを慈鎮和尚は、一藝あるものをば、下部までも召し置きて、不便にせさせ給ひければ、此行長入道、平家物語を作り、生佛ご云ひける盲目にをしへて語らせけり。

本章の青侍は、徒然草の冠者にして、本章の逐電は、徒然草の遁世の如し、行長、自らを言ふものと認む。徒然草は、行長、青年にして遁世し、平家物語を作るこの傳説にして。本章は、行長、青年にして夢に源平の興亡を見、之れを語て清盛の怒を恐れ、遁世せしこの記載の如し。

物性の後章曰。(流布本は此條を大場早馬の章に掲ぐ。)

口説 中にも高野におはしける宰相入道成頼、此由を傳へ聞き給ひて、あはや平家の世は、漸々末になりぬるは、嚴嶋の大明神の方人し給ふも其謂れあり、但し此嚴嶋の大明神は、沙羯羅龍王の第三の姫宮にてましますば、女神ごこそ承まはれ。八幡大菩薩の、節刀を頼朝に賜ふご仰せらるゝも理りなり。春日大明神の、其後は我孫にも給へかしにご仰せらるゝこそ心得ね。夫れも、平家亡び、源氏の世盡きなん後、大織冠の御末、執柄家の君達々の、

天下の將軍持玉ふべきかなんご **下ダ** 申合れける。

初重 浮世を厭ひ、眞の道に入り給へば、後世菩提の外は、又他事あるまじ事なれども、善政を聞いては感じ、愁を聞いては歎く、是皆人間の習ひなり。

宰相入道藤原成頼は、清盛の横暴を憤り、承安四年四月、遁世して高野山に在り。當道要集に依れば、平家物語作者の一人ご云ふ、平家物語城南離宮の章に、成頼の記事あり、平家物語を作るにあらず、行長に史料を與ふるの一人ご認む。成頼の遁世は、後條行長佛界に投ぜし時期に記載せり、行長、成頼の言に藉り、前條夢物語の意味を、一層明瞭にせしものなるべし。夢物語の事實を言へば、徒然草は、後鳥羽院の時、信濃の前司行長冠者ご

あり、冠者は青年なれば、後鳥羽天皇の文治二年の頃は行長二十歳前後なるべし。然るに清盛は、文治二年より六年前の養和元年に歿し、朝頼は、文治二年に總追捕使と爲りて、十五年の後正治二年に歿し。夫より二十七年後の嘉祿二年、藤原頼經將軍と爲りしなり。然らば則ち、養和元年、清盛死去の年の夢とするも、嘉祿二年に至る四十五年までの變遷を謂ふものなり。夢は古來未來を云ふ例少なからず、然れども青侍なる者、清盛在世の時に於て、平氏亡びて源氏興り、源氏亡びて北條の執權と爲り、藤原頼經將軍と爲るの夢を見たりとするも、誰か之を信ずる者あらん。行長、其變遷を目撃せしも憚る所あり、夢想に假托し未來記的に記載せしものと認む。行長、後鳥羽天皇、土御門天皇、順徳天皇の世を経て、承久年間實存せしは、明かに認むる所なり。

六代被斬の章に、

其後承久に御謀叛起させ玉ひて、國こそ多けれ、遙々と隱岐の國まで、

遷されさせおはしける。宿怨の程こそ不審なれ。

承久二年、自ら作爲せし文章此の如し。然れば、則ち承久二年より五年後の嘉祿二年、藤原頼經將軍と爲るの時代に至り、親しく其變遷を目撃せしは、推定するに難からず。(平家物語は、數人の作と云ふ者あるも、文章の統一、音樂の統一を知らざる者の言にして取るに足らず。)

此時に方り、後鳥羽上皇、土御門上皇、順徳上皇、深く北條の横暴を惡ませられ、義時を征討せられしも、王師敗れて三上皇遠竄せらる。行長、清盛頼朝の皇室を犯すを見て憤慨に堪へず、樂人を罷めて佛學を修め、平家物語を作り、今又義時の三上皇を犯し、各所に播遷するを見憤慨に堪へず。

浮世を厭ひ眞の道に入り玉へば、後世菩提の外又他事あるまじきことなれども、善政を聞いて感じ愁を聞いて歎く。

この記事は、行長、佛界に在りて、悲憤慷慨に堪へざるの情を言ふものなり。行長、徒然草の後鳥羽院の時、冠者と云ふの傳説に依り、文治二年の頃、假り

に二十歳と爲し、夫れより嘉祿二年、藤原頼經將軍と爲りしまでの歲月を算すれば、四十年に涉り、之れに二十年を加ふれば、嘉祿二年は六十の人なり。平家物語は、行長、文治三年佛界に投じ、平家物語の作爲に従事せしを認むるの説は、後條行長佛界に投ぜし時期に記載の如し。平家物語の一百餘章は、大部にあらざるも、之れを音楽と爲せしに、源平時代言語の強弱を基礎と爲し、二十五種の楽曲、一百餘種の樂譜を以て、幾千百の言語文字に樂譜を點付し楽曲と爲し、其旋律を作爲するに、一も其言語の強弱を愆る所なく、其正確なる干變一律、一絲亂れざるの音楽なり。此曠世の音楽を作爲するに、いかに曠世の神才なるも、苦心經營に成るは察するに餘りあり。行長、畢生の業たるは、明かに認むる所なり。

行長の世に在る、清盛の君國に禍するに遇し、頼朝の君國に禍するに遇し、其晩年に至り、義時の君國に禍するの變遷に遭遇せしも、平家物語は、前半生の遭遇せし變遷の記事にして、後半生の變遷を記さず。本章は、其畢生の遭遇せし變遷全般の一斑を記し、其左券と爲すものと認むるなり。斯く論じ來れば、論者或は言はん、物恠の章は、源平興亡以前の章たり、其興亡以後の變遷を記せしものに非ずと。源平興亡以前は、行長未だ佛界に投ぜず、本章の浮世を厭ひの文章を翫味すれば、了解すべし。本章を物恠と題し、物恠は恠物なり、恠物の名を以て章題と爲せしは、平氏は前狼の如く、源氏は後虎の如し、而して又其後虎を吞噬する北條の後虎を生ず。皇威地を拂うて、天下虎狼恠物の世と爲る。行長の慨歎想ふべし。行長、夢想に假托して、己れの意を述べしは、慣用手段にして、平家物語中枚舉に違あらず。其一端を擧げて證と爲す。

無紋の沙汰の章曰。

口説

都で此大臣は、不審第一の人にて、未來の事を兼ねて悟り給ひけるにや。其故は、去る四月

七日の夜の、夢に見給ひける事こそ不思議なれ。譬へば、或る濱路を遙々と行き給ふ、傍らに大なる鳥居のありけるを、大臣、あれは何の鳥居やらんと問ひ給へば、春日大明神の御鳥居なりと申し、人群集したり。大なる法師の首を太刀の先きに貫き高く指上たるを、大臣、あれは何者の首ぞと問

給へば、平家大政の入道殿の、悪行超過せるに依て、只今當社大明神の、**下ゲ** 召捕せ給ひて候と申と覺て夢覺ぬ。

入道逝去の章曰。

口説

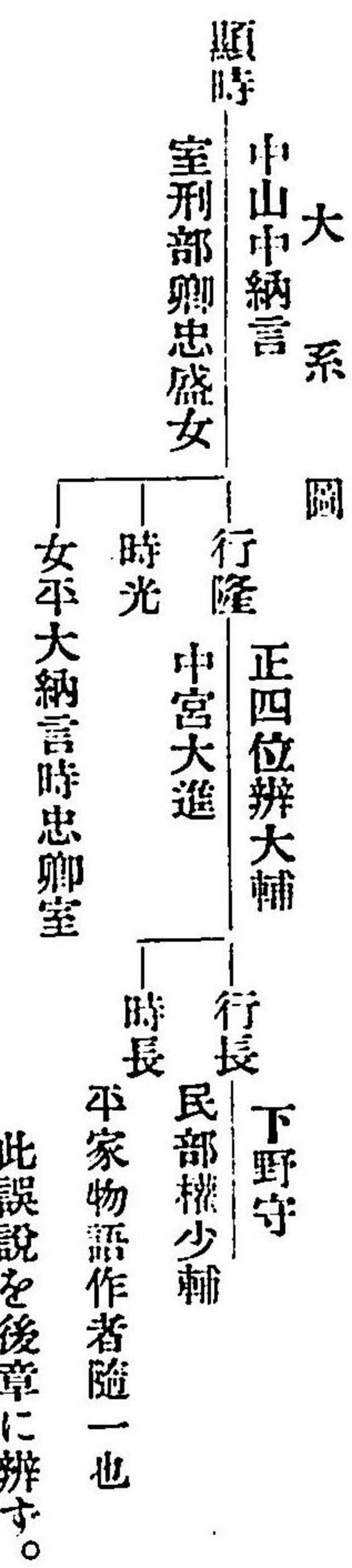
又入道相國の、北の方八條の二位殿の、御夢に見給ひける事こと恐しけれ。譬へば猛火の夥だしく燃えたる、車の主も無きを門の内へ遣り入たり。二位殿、夢の中に、あれは何國よりぞと問ひ給へば、閻魔王宮より、平家大政の入道の御迎なりと申す。車の前後に立ちたる者を見れば、或は牛の面の様なる者もあり、或は馬の面の様なる者もあり、車の前には、無と云ふ字斗り顯れたる鐵の札をぞ立てありける。二位殿、あれは何の札ぞと問ひ給へば、南閻浮提金銅十六丈盧遮那佛、燒き亡し奉つたる其罪に依て、無間の底に沈み給ふ由、閻魔の廳にて御汰沙候が、無間の無をば書かれたれども、未だ間の字をば、書かれぬとぞ申しける。

此兩章の夢物語も、物恠の章の夢物語と同一筆法にして、行長、重盛と禪尼との夢に藉り、清盛の亡命を言ひこは、物恠の章の夢物語と其趣意を同じうするものなり。

藤原行長、平家物語自作の徵證と認むる所此くの如し。管真卿、物恠の章の夢物語を解釋して、平家物語は、藤原賴經將軍と爲りし時代に成るこの見解は、筆のすさみに論議せり。長門本、平家物語、選錄の時代、並に作者の辨と題する條項にも掲載せり。尙行長の家譜及び其父行隆の經歷を擧げ、行長

一身の名節を重じ、尊王の大義を企圖し、佛界に投じ、平家物語を作爲せし
の年代と認むる所を左に論ず。

藤原行長系圖。



尊卑分脈。
行隆母、右少辨有業女、時光母 不註 盛方、時光弟 母刑部卿忠盛女
平家物語抄。

行隆大織冠十六代孫、權中納言顯時長男、母は石少辨有業卿の女也、中宮大進正三位左大辨、文治三年三月十七日薨す五十八歳。

大系圖は、行長の父を行隆と爲し、行隆の父を顯時と爲し、顯時の妻を忠盛の女と爲し、此説に依れば、清盛は、行長の大祖父たるが如し、尊卑分脈は、行長の父、行隆の弟盛方の妻を忠盛の女と爲す、何れか信なるを知らざるも、

平氏と中山家とは、親戚の關係にして、殊に行隆は、清盛の憫憐に依て、再び任官し、重大の恩誼を荷ふ者なり、平家物語の文章を左に掲ぐ。
行隆の章曰。

去年讃岐院、御追號ありて崇徳天皇と號し、宇治の悪左府貽官貽位行はれたりと雖も、世間も猶も静ならず。其頃前の左少辨行隆と聞えしは、故中山大納言顯時の卿の長男なり、二條の院の御時は、辨官に加りてさしもゆよくおはせしが、此十餘年は官をも止められて、夏冬の衣更にも及ばず、朝暮の食も稀なり、有るか無きかの體にておはしけるを、入道相國使者を以て、屹度立ち寄り給へ、申し合すべきことありと宣ひ遣されたりければ、行隆、此十餘年は官をも止められて、萬何事にも交らざりつるものを、如何やうにも讒言して、失はんとするものあるにこそとて、大に恐れ騒がれけり、北の方以下女房たち、聲々にをめき叫び給ひけり。去程に、西八條殿より使じきなみにありしかば、行隆、出で向ひてこそ、ともかくもならめとて、人に車借りて出られたれば、思ふには似ず、入道頼て出で遇ひ對面ありて、御邊の父の卿は、入道大小事を申合せし人なり、其子息にておはすれば、御邊とても全く疎に思ひ奉らず、年頃籠居の事も、痛しくは覺ゆれども、法皇の御政務の上は、力及ばず、今は出仕し給へ、官途の事も申し沙汰仕候はん、さらば疾く歸られよとて歸されたれば、宿所には、女房待ちさし集ひて、死にたる人の生き返りたる心地して、悅泣をぞせられる、その後源太夫の判官季定を以て、知行し給ふべき庄園狀ども數多爲し遣し、先づさこそおは

すらめとて、百疋百兩に米を積みて送られける、出仕の料とて、雜色牛飼牛車に至るまで、清げに沙汰し送られければ、行隆、手の舞足の踏む處を知らず、こは夢やらんとぞ驚かれける、同じき十七日、五位の侍中に附せられて、本の如く左少辨になし返さる、今年五十一、今更若やぎ給ひけり。只片時の榮華とぞ見えし。

新都の章曰。

同じき六月九日、新都の事始めあるべしとて、上卿には、徳大寺の左太將實定の卿、土御門の宰相中將通親の卿、奉行の辨には、前の左少將行隆云々。(平家物語考證曰。補上卿以下百練抄曰。同じ奉行の辨左中辨經房と左少辨行隆と兩名なり。物語に行隆を前官とするは誤れり。)

黒股合戦の章曰。

同じき三日の日、大佛殿事始あり、事始の奉行には、前の左少辨行隆ぞ參られける、此行隆、先年八幡へ參り通夜せられたりける夢に、御寶殿の御戸押し開き、鬘ら結びたる天童の出でて、是れは大菩薩の御使なり、大佛殿事始の奉行の時は、是れを持つべしとて、笏を賜るといふ夢を見て、さめて後見給へば、現に枕神にぞ候ひける、あな不審議當時何事ありてか、大佛殿事始の奉行に參るべしと思はれけれども、御靈夢なれば懐中して宿所に歸り、深く納めてぞおかれけるが、平家の悪行によりて、南都炎上の間、多くの辨の中に、此行隆を選び出されて、大佛殿事始の奉行に參られける、舊縁の程こそ目出度けれ。

一行長名節を重ず。

平家物語の文章に依り、行長、進退去就の徴證と認むる所を左に掲ぐ。

行隆は、文治三年三月十七日薨す五十八歳と云ふ。然れば崇徳天皇大治五年の生なり。二條天皇の時左少辨と爲りて罷められ、治承二年十一月十七日再び左少辨と爲り、今年五十一歳と云ふ。復職の後九年にして死歿せり。行長、何の年に生るゝを知らざるも、後鳥羽天皇の時青年とあり、果して然らば行隆死去せし文治三年は二十歳左右なるべく、尊卑分脈は、行長を下野守と云ひ、徒然草は、信濃前司と云ふ、何の時の任官たるを知らず、其年輩より考れば未だ信ぜられず。又仕官の意なきを認むるなり。

南都返牒の章曰。

抑清盛入道は、平氏の糟糠、武家の塵芥なり。祖父正盛、藏人五位の家に仕へて、諸國受領の鞭をこる。大藏卿爲房、加州刺史の古、檢非使に補し、修理の大夫顯季、播磨の太守たりし昔、厥の別當職に任す。然るを親父忠盛昇殿を許されし時、都鄙の老少皆蓬戸の瑕瑾を惜み、内外の英豪各々馬臺の讖文に泣く。忠盛青雲の翅を掻き繕ふといへども、世の民猶白屋の種を輕す。名を惜む青侍、其家を望むことなし。然れば即ち、去ぬる平治元年十二月、太上天皇、一戰の功を感じて、不

次の賞を授け給ひしより以來、高く相國に上りて、かねて兵仗を賜る。男子或は台階を辱くし、或は羽林に連り、女子或は中宮職に備り、或は准后の宣を蒙る。群弟庶子、皆棘路に歩み、その孫かの甥、悉く竹府をさく。加之九州を統領し、百司を進退して、奴婢皆僕従とす。一毛心に違へば、王侯といへども是を捕へ、片言耳に逆ふれば、公卿といへども是を搦む。是に依りて、或は一旦の身命を延べんがため、或は片時の凌辱を逃れんと思ひて、萬乘の聖主猶面諛の媚をなし、重代の家君却りて膝行の禮を致す。代々相傳の家領を奪ふといへども、上裁も恐れて舌を捲き、宮々相承の庄園を取るといへども、權威を憚りて物言ふことなし。勝に乗るあまり、去年の冬十一月、太上皇の樞密を追捕して、博陸公の身を推し流す。叛逆の甚しき事、誠に古今に絶えたり。其時我等すべからず賊家に行き向ひて、其罪を問ふべし。

此文章は、行長、南都返牒を藉て清盛の暴戾を言ひ「名を惜む青侍は其家を望むことなし」とは、行長平氏の權勢に阿附して仕官するの意なきを言ひ、物恠の章の青侍の如く、行長自己を言ふものと認むるなり。

二 行長佛界に投ぜし時期

城南離宮の章曰。

大宮の大相國、三條の内大臣、葉室の大納言、中山の中納言も失せられぬ。今古き人としては、成頼、親範ばかりなり。此人々も、斯からん世に、朝に仕へ身を立て、大中納言を経て何かはせんとして、

未だ盛なりし人々の家を出で世を遁れ、民部卿入道親範は、小原の霜に伴ひ、宰相入道成頼は、高野の霧に交りて、一向後世菩提の外は、又他事なごぞ聞えし。

此文章は、行長、世を遁れ、平家物語を作爲せし意を言ふものの如し。何こなれば、城南離宮の章は、行隆の章に連續するの章にして、大宮大相國伊通公、三條内大臣公教公、葉室大納言光頼公、中山大納言顯時公の死去を言ひしは、此四人は、當年有才の名ありて、顯時は、行長の祖父たり。而して公卿補任に、民部卿親範は、承安四年六月五日病に依り二十八にて出家、承安二年二十八日、八十四にて薨すごあり。中納言成頼は、承安四年正月五日、菩薩心に依り出家、建仁二年二月、六十七にて薨すごあり。此文章は、法皇、城南離宮遷幸に緊切の關係無し、而して是を記載せしは、顯時は、行長の祖父にして、大相國伊通公等ご共に、其終を現はし、親範成頼の佛界に投ぜしを言ひしは、行長、親範、成頼の佛界に投ぜしを藉て、自己の心事を言ふものと認むるなり。

同章に曰。

昔ら商山の雪に隠れ、潁川の月に心を澄す人もありけんなれば、是豈博覽清潔にして、世を遁れたるにあらずや。中にも高野におはしける宰相入道成頼、此由を傳へ聞き給ひて、あはれ心疾くも、世をば遁れたるものかな、かくて聞くも同じ事なれども、まのあたり立ち交りて聞かまじかば、如何ばかり心憂からん、保元平治の亂をこそ、あさましと思つるに、世季になれば、かゝる不思議も出来にけり、此後、天下に如何ばかりの事か出で來んすらん、雲を分けて上り、山を隔てても入りなばやごぞ宣ひける。實に心ある人の跡を止むべき世とも覺えず。

本文、「昔も商山の雪に隠れ、潁川の月に心を澄す人もありけんなれば、是豈博覽清潔にして、世を遁れたるにあらずや。」

張良也

史記、高祖本記に云く、高祖欲易太子、呂后恐問留侯、留侯曰、願上不能致者天下有

人、四人則年老矣、爲書使辯士、固辭、宜來於是、於是呂后奉太子書、迎此四人、即至、高祖置酒、太子侍四人從太子、年皆八十有餘、鬚眉皓白也、衣冠甚偉、上惟之問曰、彼何爲者、四人前對、各謂名姓、曰、公、角里先生、綺里季、夏桂公、上乃驚云、已成難動矣、此四人爲避秦亂、隱居、又爲惠帝出安漢、出所自由如雲。

文選第二十四云、琴操云、堯大許山之志、禪爲天子、山以其不善、乃臨川而洗耳、云々、字武仲、隱居箕山。

商山の雪に隠れ、潁川の月に心を澄す云ふの古事此の如し。四皓は、秦の亂を避く博覽なる者、許由は、堯禪を避く清潔なる者、民部卿親範は、病に因て出家し、中納言成頼は、菩提心に因て出家し、博覽清潔の精神氣魄ある者にあらざるなり。行長、此語を茲に書せしは、親範、成頼を藉り、自己世を遁れ、尊王の大義の爲めに、平家物語を書せし精神を言ふは、明かに認むる所なり。行長、平家物語作爲の始終を認むる所を左に再説す。

一 文治三年、行長の父行隆、中宮大進正三位左大辨三月十七日死去するに於て、佛界に投じ、平家物語の作爲に従事す。

徒然草の章に、後鳥羽院の御時、信濃前司行長、(中略)遁世したりけるを、慈鎮和尚は、一藝ある者をば、(中略)此行長入道、平家物語を作り、生佛云ひける盲目に教へて、語らせけり

一 平家物語に、承久二年の章あり。

六 代被斬の章の文證に據る。

一 平家物語は、嘉祿二年、藤原頼經將軍と爲る後に終る。

物恠の章の文證に據る。

此徵證の認むる所を以て、平家物語成功の年月を考慮すれば、文治三年より嘉祿二年に至る三十九年間の經營を認む、前條に論せし如く、平家物語は、大部の著作に非ざるも、其音樂の創作は、畢生の業とする所なるべし、抑も平家音樂ほど、譜記の緻密なるものなく、其譜記の點附は、悉く言語の強弱に基因し、且つ其調聲は、文章に因て變化せしも、一も俗音の混入無し、佛樂の聲明と雖も語韻に因らざるなり。目今平家音樂の性質を闡明して其大作の經營を世界に發表するに由し無きを遺憾とす

平氏と中山家と親族にし、清盛は、行隆の恩人なり、行長も自己の私情あり言へば、清盛の悪行を曝發して之を朝敵と爲し、國賊と爲し、筆誅するに忍びざる者なり。然るに王權の武門に移るに及んで、一身を犠牲に供して平家物語を作爲せしは、圓公、角里等の商山に隠れ、許由の箕山に隠るゝ博覽清潔の

みならず、清盛、頼朝を筆誅せしは前章に言ひし如く聖徳太子、天照大神を奉じ、日本刀を揮ひ、守屋大臣を誅戮し、悉多太子を奉じ、彌陀の利劍を揮ひ、悪鬼を掃蕩するの化身にして、其武道の神靈は、新田義貞、楠正成等を産み、其文道の神靈は、北畠准后、水戸義公、頼山陽等を産み、遂に昭代を開くに至るなり。行長、平家物語作爲の始終を認むる所此の如し、然して其終る所を密にせざるは、無限の恨事とする所なり。

三 平家物語の作者。

平家物語の文學は、國學と佛學とを咀嚼吞吐し、佛教を日本化せし新佛教の諷誦經文なり。其新佛教の精神は、慷慨悲憤に在り、絶世の勤王神才に非ざれば、作爲する能はざるなり。其諷誦の精神は、慷慨悲歌に成り、勤王の樂聖に非ざれば、作爲する能はざるなり。行長、是を作爲して著名せざるは、絶世の勤王神才の證據にして、絶世の勤王樂聖の證據なり。何となれば、其勤王の名實精神世の知る所となれば、國教を爲して世に傳ふる能はざる世態たるに因つてなり。

世人は、平家物語の表面を見て、其裏面を見ず、其半身を知て全身を知らず。即ち其文章を知て、其音樂を知らず。其文章に摸倣して漫に作爲し、遂に其真相を愆らしむるに至りぬ。世の流布本は、行長の平家物語、即ち音樂本の偽造にして、一も取るに足る者なし。世の文學者、新佛教諷誦經文の實體を知らず、是を研究する者、平家物語の種類調と、異同調とに終る所以なり。當道要集に、平家物語の作者を三十六人と爲し、悉く其作名を掲ぐ。思ふに行長、平家物語を作爲するに、其資料を供給せし人名を言ひし者なるべし。平家物語は、天承元年、殿上閣討の章を始めとして、嘉祿二年、藤原頼經將軍を爲りしまで、九十五年間の記事たり、行長の神才樂聖と雖も史料に據らずして作爲する能はず、其作者と謂ふの人名の中、平家物語に見る所の者少なからず、是等は作者に非ず、史料を供給するの證左たり。

唯大系圖に、平家物語は、行長の弟、時長を以て作者の隨一と爲せり、世人

は、大に此説に惑ふ、左に之を辨ず。

平家物語は、絶世の神才絶世の樂聖に非ざれば、作爲する能はざるは、叙上の如し。時長は、文學の名ある者にあらず、音樂の名ある者にあらず、林大學は、源平盛衰記は、時長の作に非ずやと云ふ、或は行長の平家物語に雑多の増補を加へ、源平盛記と爲せしも知るべからず。那珂梧樓は、長門本平家物語に、其作者の辨と云ふの議論は、不定見、不見識にして、文學者の平家物語を説く者、何ぞ其れ此の如く幼稚なるこの悲むべき見解なるも、尊卑分脈の時長を以て、平家物語作者の随一と云ふの説を非難せり。況や葉室の大納言時長と云ふ説に於てや。世の平家物語を研究する者、平家物語は、新佛敎の諷誦經文と云ふの實質と、其相傳の歴史を稽查すれば、眞正の平家物語は、行長の作爲にして、其他の流布本は、其偽造たるを會得すべし。平家物語の作者と稱する人名にして、平家物語に記載しある、一二の重なる者の條項を左に擧ぐ。

悪七兵衛景清、平家物語の創業と云ふの妄説を辨ず。

橋合戦の章曰。

侍大將には、(中略)悪七兵衛景清を先として、都合其勢二萬八千餘騎、木幡山打ち越えて、宇治橋の爪にぞ押し寄せたり。

黒股合戦の章曰。

大將軍には、左兵衛の督知盛、(中略)侍大將には、越中次郎兵衛盛次、上總五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清を先として、都合其勢二萬餘騎、尾張國へ發向す。

圓侍所都入の章曰。

新中納言知盛の卿は、見るべき程の事をば見ず、今は只自害せんと、乳母の子の、伊賀の平内左衛門家長を召して、日頃の契約をば、たがへまじさかを宣へば、さること候とて、中納言殿にも、鎧二領着せ奉り、我身も二領着て、手に手を取組み、一所に海にぞ入り給ふ。是を見て、當座にありける二十餘人の侍どもも、同じく海にぞ沈みける。されども其中に、越中の次郎兵衛、上總の五郎兵衛、悪七兵衛、飛驒の四郎兵衛などは、何としてかは、遁れたりけん、そこをも遂に落にけり。

悪七兵衛は、平家の侍大將として、出陣すること此の如し。清盛は、自己の君主にして、其祿を食む者、平家物語を作り、其暴虐を鳴し筆誅し得る者にあ

らず、且つ壇の浦に敗るゝに及で逃亡し、主恩に殉ずるを知らず、其不忠不義の無節操漢を以て、平家物語の創業と云ふ、其妄も甚し。

平大納言時忠。平家物語を修飾するこの妄を辨ず。

平大納言文の沙汰の章曰。

平大納言時忠卿父子も、判官の宿所近くぞおはしける。世の中は、かくなる上は、とてもかくてもごこそ、思はるべきに、大納言命惜しくや思はれけん、子息讃岐の中將時實を招きて、散らすまじき文ども、一合判官に取られては、あるぞとて、是を鎌倉の源二位に見せなば、人も多く亡び我身も命助かるまじ。如何せんぞ宣へば、中將申されけるは、九郎は猛き武なれども、女房などの訴へ歎くことをば、如何なる大事をも、もてはなれずとこそ承りて候へ、姫君達数多まじし候へば、何れにても、御一所見せさせおはしまし、親しくならせ給ひて後、仰せ出さるべくもや候ふらんと、申されたりければ、その時大納言、涙をはらりと流して、さりとも、我世にありし時は、姫共をば女御后に立てんごこそ思ひしか、なみく／＼の人に見せんとは、露も思はざりしものをとて、泣かれければ、中將今はさやうの事、ゆめ／＼思し召し寄せ給ふべからず。當腹の姫君の生年十七になり給ふを、と申されけれども、大納言それをば、猶いとほしき事に思して、先の腹の姫君の生年二十一になり給ふをぞ、判官には見せられける。是は年こそ少しおとなしけれども、みめすがた世に勝れ、心ざま優におはしければ、判官も世にありがたき事に思ひて、先の上の河越の太郎重房が女もあ

りけれども、それをば別の所へ移し奉りて、座敷しらいてぞ置かれける。さて女房、彼文の事を宣ひ出されたりければ、判官刺封をだに解かずして、急ぎ大納言のまごへ遣さる。斜ならず悦びて、やがて焚きてぞ捨てられける。如何なる文どもにてかありけん、覺束なくぞ見えし。

平大納言時忠は、清盛の夫人二位禪尼時子の弟なり。内裏炎上、嚴嶋御幸、一門都落、内侍所都入、平大納言被流の各章に詳かなり。源氏に囚はれて都に歸り、一命助けられて、越後國に配流せらる。

平氏の貴重なる書類を所持し、平大納言文の沙汰の章に、其書類を焼棄すこあるも、行長其家に就き求むる所あるは之を知るに難からず。平家物語は時忠の作と云ふ。即ち是を言ふものなるべし。此他某々數人の作者と云ふは、清盛の權勢に倚て、朝廷に在る者、及び其親戚の縁故に因て、朝廷に在る者多し。是等阿諛辯佞の諸輩、平家物語の作爲は夢にも企及すべからざる者なり。以て其全斑を知るべし。

第四章 平家物語は清盛の態度姿勢に徴象し 佛法と王法を以て書するの徴證

一 清盛の態度姿勢

小松教訓の章曰。

拾 小松殿、烏帽子直衣に、大紋の指貫の稜取て、さやめき**下**玉へば、事の外にぞ見えられける。**素聲** 入道、伏し目になりて、例の内府が、世を評する様に舉止者哉。大きに諫めばやと思はれれども、流石が子ながらも、内には五戒を保つて、慈悲を先きこし、外には五常を亂らす、禮義を正しうし玉ふ人なり。那の姿に腹巻を着て向はんこと、流石恥づかしう、面羞や思はれけん、障子を少し引立て、腹巻の上に、素絹の衣を周章着に着玉ひたれば、胸板の金物の、少し外れて見えけるを隠さうと、頻に衣の胸を、引き違ひ引違ぞ仕玉ひける。

口説 入道、宣いけるは、此程成親の卿をか、謀反の事は事の數ならず、一向法皇の御結構にて候らひけるぞや、暫く世を鎮めん程に、法皇をば、烏羽北殿へ移し参らすか、然らずば是れへまれ、御幸を爲し参らせうと思ふは如何に宣へば、大臣聞も敢へ玉はず、はらはら泣れける。入道、偕如何にや如何に**下**あきれ玉ふ。良ありて大臣涙を押へて。**折聲** 此仰せを承はり候に、御運は早や末になりぬと覺え候らふ、人の運命の傾かんとては、必ず悪事を思ひ立ち候らふなり。**指聲** 又御在様を見参らせ候に、現ごも更に辨へ難し。**中音** 流石我朝は、邊地粟散の境ごは申しながら、天照大神の、御子孫の國の**中**ユリ主ごして、天の兒屋根の命の御裔、朝の政事を司ごり玉ひしより以來、大政大臣の官に至る人の、甲冑を鎧ふこと、禮義を背くに非ずや。**口説** 就中御出家の御身なり、夫れ三世の諸佛、解脱同相の法衣を脱ぎ捨てて、忽ちに甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましさんこと、内には既に破戒無慙の罪を招くのみならず、外には又仁義禮智信の法にも背せ玉ひ候らんず。

烽火の章曰。

素聲 入道、頼み限りたる内府に、中か違ては、悪しかりけりなんごや思はれけん、法皇迎へ参らせんご、思はれける謀反の心も和ぎ、急ぎ腹巻脱ぎ捨、素絹の衣に袈裟打掛けて、**強下** 最ご心にも起らぬ、念誦してこそましましけれ、

如上は、清盛、法衣を上被し戎衣を下被するの姿勢を記するの文章なり、

二 清盛佛法を犯す王法を犯す。

殿下乗合の章曰。

口説 清盛が、斯く心の儘に振舞ふ事こそ然るべからね、是れも世末になりて、王法盡ぬる故なりご仰せけれごも、序でなければ御制しめも無し。善光寺炎上の章曰。

初重中音 晝は善光如來を貢ひ奉つり、夜は善光如來に貢れ奉つて、信濃の國に下り、水の内の郡に安置し奉つりしより以來、星霜は五百八十餘歳、去れ

ごも炎上の事は、是れ始めごぞ承まはる。**初重** 王法盡きんごては、佛法先

亡するご云へり。去ばにや、さしもやんごごなかりつる、靈寺靈山の多く亡び失せぬごは、王法の末になりぬる、先表やらんごぞ人申しける。

旋風の章曰。

拾 是れ唯事に非ず、御占あるべしごて、神祇官にして御占ひあり、今百日の内に祿を重ずる大臣の愼み、別しては大事、並に佛法王法共に傾いて、兵事相續すべしごぞ、神祇官**下** 陰陽寮共に占ひ奉る。

山門牒狀の章。

口説 抑も近日世上の體を按ずるに、佛法の衰微、王法の牢籠、正に此時に當り、今度入道の暴惡を戒すは、何の日をか期すべき。

散 右入道淨海、恣まくに、佛法を破滅し、王法を亂たらんご欲す、愁嘆極りなし。

南都返牒の章。

散 佛法の殊勝なることは、王法を守らんが爲め、王法も長久なることは、則ち佛法に依る。爰に入道前太政大臣平朝臣清盛公、法名淨海、恣まくに國威を窃かにし、朝制を亂り、内につけ外につけ、怨を爲し憤を爲す。禪門が、武士を當寺へ入れんと欲す。佛法ご云ひ、王法ご云ひ、一時に將に破滅せんごす。

伊豆院宣の章。

散 頻りの年より以降、平氏王化を蔑如し、政道を憚ることなし、恣まくに佛法を破滅し、王法を亂らんごす。

新院崩御の章。

口説 治承五年正月一日の日、内裏には、東國の兵革、南都の火災に依て、朝拜留められて、主上出御もなし、物の音も吹き鳴らさず、舞樂も奏せず、吉野の國栖も參らず、藤氏の公卿一人も參られず、是れは氏寺燒失に依てなり。二日の殿上の宴醉もなし、男女打ち潜めて、禁中忌々しくぞ見えし。並

に佛法王法共に、**下げ** 亡びぬることこそ淺ましき。

木曾願書の章。

下音 頻りの年以來、平相國ご云ふものありて、四海を管領し、萬民を腦亂せしむ、是れ既に佛法の仇王法の敵なり。

如上は、清盛、佛法を犯し王法を犯すの態度を記するの文章なり。清盛は入道にして相國なり、法衣を上被し、戎衣を下被し、佛法を犯し、王法を犯すこと此の如し。行長、平家物語を書するに、清盛の姿勢態度に徴象し、佛法ご王法を以て書する理想の徴證ご認むる所なり。

三善清行、醍醐天皇に上る封事に、凶暴邪惡の者を惡僧ご宿衛ご爲し、形沙門に似て心屠兒の如く、天刑を畏れず佛律を顧ざるを論ず。清盛、果して形沙門に似て心屠兒の如く、天刑を畏れず佛律を顧みず、一天萬乘の至尊を犯せる者なり。行長の憤慨知るべし。

第五章 清盛

九〇

- 一 伊勢平氏より起る
- 二 太政大臣と爲る
- 三 安徳天皇の外祖父と爲る位准三后に至る
- 四 王權を犯す
- 五 賢劍海に入る

殿上闇討の章曰。

指聲 忠盛、又御前の召に舞れけるに、人々拍子を揃て、伊勢瓶子は醜護なりけり。ごぞ囃されける。 **中音** かけまくも忝けなく、此人々は、栢原の天皇の御末は中ながら、中頃は、都の住居も **中ユリ** 疎と疎としく、地下にのみ振舞なつて、伊勢の國に住國深かりければ、其國の器物に事寄て、伊勢平

氏ごぞ囃されける。に囃されけるなれ。

初重

其上忠盛の眼のすかまれたりける故にこそかやう

鹿谷の章曰。

素聲 東山鹿の谷と云ふ所、後ろ三井寺へ續いてゆとしき城郭にてありける。

夫れに俊寛僧都の山庄あり、彼れに常は寄り合寄り合、平家亡ぼす由の謀りここをぞ運しける。或時、法皇も御幸なる。故少納言入道信西の子息、淨憲法印御供仕らる、其夜の集會に、仰せ合せられたりければ、法印穴淺まし人数承り候いぬ、只今洩れ聞えて、彌々御太事にこそ及び候らはんずらめと申されたりければ、大納言氣色かはつてさつと立れけるが、御前に立てられたりける瓶子を、狩衣の袖に掛けて引倒されたりけるを、法皇叡覽なりて、あれはいかにご、仰せければ、大納言立歸て、平氏倒れ候らひぬとぞ **ハツミ** 申されけり、 **口説** 法皇も笑壺に入らせおはします。者共參つて猿樂仕つれご仰せければ、平判官康頼、つと參つて、あくあまりに瓶子の多ふ候に、以

て酔ゐて候と申す、俊寛僧都、楮夫れをばいかゞ仕り候らふべき、西光法師、唯だ頭を取るにはしかじこて、瓶子の頸取りてぞ入にける。富士川の章曰。

去程に落書とも多かりけり、都の大將軍をば宗盛といひ、討手の大將軍は權の亮といふ間、平家をひらやになして。

ひらやなるむねもりにかに騒くらん柱と頼むすけをおごして
ふじ川のせせの岩越す水よりもはやくも落つる伊勢平氏かな

如上は、行長、清盛、伊勢平氏より起る、王權を犯すを憤ふる文章と認むるなり、

二 太政大臣と爲る。

鱸の章曰。

拾 次の年正三位に叙せられ、打續き宰相衛府の督、檢非違使の別當、中納言大納言に上て、剩さへ丞相の位に至り、左右を經ずして、内大臣より太政

大臣從一位に至る、大將には非ざれど、兵杖を賜つて隨身を召具す、牛車輦車の旨を蒙むり、乘ながら宮中に下出入す、偏に執政の臣の如し、三重甲太政大臣は、一人に師範として上四海に義刑せり、甲國を治め、道を論じ、上陰陽を和げ治む、下り其人に非らば則闕よと云へり、去れば即闕の官も名付られたり、其人ならでは、黜間敷官なれ共、入道相國、一天四海を掌ころの内に、握玉ひし上は子細に及ばず。

妓王の章曰。

口説 入道相國箇様に一天四海を掌ころの中に握り玉ひし上は、世の誇りをも憚らず、人の嘲りをも顧みず、不思議の事をのみしたまへり。

西光被斬の章曰。

素聲 御邊は、刑部卿忠盛の朝臣の嫡男にて、十四五迄は出仕も志玉はず、良有りて故中の御門の藤中納言家成の卿の邊に、立入玉ひしをだに、京童部は、皆高平太ごこそ云ひしか、然るを保元に、海賊の張本三十餘人、搦出され

たりし勸賞に、四品して四位の右兵衛佐と申ししをだに、人々は皆過分ごこ
そ申合れしが、殿上の交りをだに嫌れし人の子孫にて、太政大臣迄上つたる
や過分ならん。

祇園精舎の章曰。

位口説 六波羅の入道、前の太政大臣平朝臣清盛公と
さま、傳へ承るこそ心も言葉も及ばれぬ。

下ケ

申して人のあり

如上是、行長、清盛太政大臣と爲りて王權を犯すを憤ふる文章と認むるな
り。

三 安徳天皇の外祖父と爲り位准三后に至る

赦文の章に曰。

口説 入道相國の御娘、建禮門院、其時は未だ中宮の御方と聞えさせ玉ひし
が、御腦ヒトツメにて、雲の上天アマが下の嘆きにてぞ候ひける。諸寺に御讀經始つて、諸
社へ官幣使を立てらる、陰陽術ウツツメを極めて、醫家薬を盡す。**強り下ケ** 大法秘

法、一 ヒトツメ として残すところなふ修せられけり。**素聲** されども御腦は、只だ

にも渡らせ玉はず、御懷妊とぞ聞えし。主上は、今年十八年、中宮は、二十
二に成らせ玉ふ。然れども姫君も未だ御一所も出て來させ玉はず、若し皇子御
誕生あらば、いかに目出度からんご、平家の人々、只今皇子誕生あるやうに、
勇み悦び合れけり。他家の人も、平氏の繁昌祈を得たり、皇子誕生疑ひなし
ご、**ハツミ** 申されける、**口説** 御懷妊定まらせ玉ひしかば、人道相國、有
驗の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修し、星宿佛菩薩に付ても、皇子御誕生
ごのみ祈誓せらる。

御産卷の章に曰。

拾 去程に同じき十一月十二日の寅の刻より、中宮御産の氣ましましごこて、
京中六波羅ひしめき合へり。御産所は、六波羅池殿にごありければ、法皇も
御幸なる、關白殿を始め奉りて、太政大臣以下の卿相雲客、惣て世に人と算
へられ、官加階に望みを掛け、所帶所職を帶する程の人の、一人も洩るゝは

なかりけり。

素聲 本三位の中將重衡の卿は、其時は未だ中宮の亮にて候らはれけるが、御簾の中よりついと出て、御産平安、皇子御誕生候らふぞやご、高らかに申されければ、法皇を始め奉つて、太政大臣以下の月卿雲客、各々助誦數輩の御驗者、陰陽の頭、典藥の頭、惣て堂上堂下、一度に啞と悦び合へる聲は、門外までも響いて、暫らく鎮りもハツミ遣らざりけり。口説 入道相國、嬉しさの餘りに、聲を揚げてぞ泣れける、悦び泣きは是を謂ふべし。嚴嶋御幸の章曰。

素聲 東宮踐祚ありしかば、入道相國、夫婦ごもに、外祖父外祖母ごて、准三后の宣旨を蒙り、年爵を賜つて、上日の者を召し仕ひ、繪書花付けたる者ごも出入つて、偏に院宮の如くにて候らはける、出家の人の准三后の宣旨を蒙る事は、法興院の大入道殿兼家公の外は、是れ始ごぞハツミ承ず。

如上は、行長、清盛安徳天皇の外祖父ご爲り、位准三后に至り、王權を犯す

を憤る文章と認むるなり。

四 王權を犯す

法皇遷幸の章曰。

口説 同じき二十日の日、法住寺殿をば、軍兵四面を打ち圍みて、平治に信頼の卿が、三條殿をしたりしやうに、御所に火をかけ、人をば皆焼き滅すべきよし聞えしかば、局の女房、あやしの女の童に至るまで、物を左に打ち被かずして、我先きに我先きにご遁げ出でける。前の右大將宗盛の卿、御車寄せて泣くくご申されたりければ、法皇驚かせおはしまし、成親俊寛等かやうに、遠き國遙の島へも、遷しせられんするにぞ、更に御咎あるべしごも思しめさず。主上渡らせ給へば、政務の口入するばかり爲り。それもさらずば、自分以後、さらでもあれかしご仰せければ、宗盛の卿、涙をはらくご流して、如何に只今去る御事候ふべき、暫く世を鎮めん程に、鳥羽の北殿へ、御幸を爲し参らせよご、父の禪門申し候ご申されたりければ、去は汝、頓て

御供仕まつれご仰せけれごも、父の禪門の氣色に恐れて、御供には参られず。是れに付けても、兄の内府には、殊の外に劣りたる者哉。一年せ、斯かる御目に逢べかりしを、内府か漸々に制し止めてこそ、世は今日までも、穩しかりつれ、今は諫る者の無しとて、かやうに仕るにこそ、行末とて、頼しからず。下ケ思し召すこて、御涙せきあへさせ玉はず。中音 偕御車に召れけり、公卿殿上人一人も供奉せられず、北面の侍、金行と云御力者ばかりぞ参りける。御車の後には、尼前一人候らはれけり、此尼前と申すは、頓て法皇の御乳の人、紀伊二位の中ユリ御事なり。七條を西へ、朱雀を南へ、御幸なり、あはや法皇の流されさせましますぞやとて、あやしの賤の男、賤の女に至るまで、皆涙を流し、袖を濕さぬは無がりけり。初重 去る七日の夜の大地震も、斯るべかりつる前表にて、十六洛又の底までこたへ、堅牢地神も、驚き騒ぎ玉ふらんも、理りかなごぞ人申しける。素聲 法皇の鳥羽殿へ御幸なりて後ち、御前に一人も候らはず。何とてかは紛ぎれ入りたりけん、大膳太夫信

成が、只一人候らひけるを召して、我は近ふ失はれんとするご覺るぞ、御行水を召はやと、思し召すは如何にご仰せければ、さらぬだに、信成、今朝より肝魂いも身に添はず、あきれたるさまにて候ひけるが、此仰せを承まはる事の忝なさに、狩衣の玉禊き上げ、釜に水汲み入れ、小柴垣毀ち、大床の短柱割りなんごして、形の如くの御湯出しいで。ハツミ 奉る。口説 故少納言入道信西の子息、靜憲法印、此由を傳へ承りて、急ぎ入道相國の、西八條の邸へ行き向て、夕べ法皇の、鳥羽殿へ御幸なりて候に、御前に一人一人も候はぬ由承はつて、無下に口惜ふ存候、何か苦しう候ふべき、靜憲ばかりは、御ゆるされを蒙りて、参候はぐやと申されたりければ、入道相國、御坊は、事誤まつまじき人なり、ごうごうとて免されけり。法印斜めならず悦び、急ぎ車を飛ばせ、鳥羽殿へ馳せ参る。強り下ケ 門前にて、車より下り、門の内へ指し入り玉ふに、中音 折節法皇は、御經を打ち上げ打ち上げ遊ばされける、御經の殊にすこふぞ聞えさせまします。法印のツツと参られたれば、遊されける

御經に、御涙のはらはらと掛らせ玉ふを見参らせて、法印餘りのあさまツに、
舊苦の袖を顔に押しあてて、泣々御前へぞ参られける。**口説**御前には、尼
前ばかりぞ候らはれける。やく法印の御坊、君は、昨日の朝、法住寺殿に
て、供御聞こし召されてより後ちは、夕べも今朝も、聞こし召さず。長き終
夜も御寐もならず、御命も既に危うこそ見えさせ玉ひ侍らへと申されたりけ
れば、法印申されけるは、何事も限りある御事にて候らへば、平家世を執て、
二十餘年、天下に靡ぬ草木も候はず、去れども悪行法に過ぎて、既に亡び候
らひなんす、其上我君とは、天照大神、**下ケ**正八幡宮も、争か思し召し放
たせ玉ふべき、**折聲**中にも君の御頼みまします、日吉山王七社、一乗守護の
御誓改まらずは、彼の法華八軸に立ち翔てこそ、君をば守りまいらツさせ玉
はめ。**指聲**去は政務は、君の御代となり、凶徒は、水の沫と消え失せ候ら
いなんすと申されたりければ、法皇、此言葉に少し慰ませまします。**素聲**
主上は、上下かよふに、人の亡び損ずることこそ、御歎きありつるに、今

一〇〇

又法皇の、鳥羽殿に押籠められて渡らせ玉へば、一向供御も聞こし召さず、
御腦にて、晝は夜の御殿にのみ入せおはします。御前に候らはれける女房た
ち、後の宮を始めまいらせて、いかなるべしとも**ハツミ** 覺えず。**口説**内
裏には、法皇の、鳥羽殿へ御幸なつて後ち、臨時の御神事にて、主上、常は
清涼殿の石灰の壇にして、日毎に大神宮をぞ御拜ありける、**下ケ**是れは一
向、法皇の御祈の爲めこそ聞えじ。
城南離宮の章曰。

中音 百行の中には孝行を以て先とし、明王は孝を以て天下を治こ **中ユリ**
云へり。去れば唐堯は、老衰へたる母を尊び、虞舜は頑なる父を敬ふと見えたり、
初重 彼賢王聖主の先規を追ひ御座しけん、叡慮の程こそめでたけれ。
シホリ口説 其頃内裏より、鳥羽殿へ、私に御書有けり。斯有ん世には、雲
井に跡を留めても、何にかはし候可きなれば、寛平の昔をも訪らひ、花山の
古へをも尋て、山林流浪の行者共成ぬ可こそ候らへと、**下ケ** 遊ばされたり

ければ、**法皇の御返事**、**折聲** 左な思し召れ候らひそ、**借渡らせ玉へばこそ**、
 一つの頼にても候らへ、**跡無思し召し爲らせ玉ひなん**後は、何の頼か候らふ
 可き、**指聲** 只兎も角も、**愚老が爲ん様を御覽じ**、果させ玉ふ可うもや候ら
 んご遊はされたりければ、**初重** 主上、此御返事を、**龍顔に推留めさせ玉ひ**
 て、**御泪塞合させ玉はず**、**三重甲** 君は船臣は水、水能く船を**上** 浮べ、水
 又船を覆し。**甲** 臣能君を**上** 保ち、臣又君を覆へす。**下り** 保元平治の比
 は、入道相國、君を保ち奉つるご雖も、安元治承の今は、又君を蔑し奉つる、
 史書の文に違へず。中略

中音 法皇は、城南の離宮にして、冬も半ば過させ玉へば、射山の嵐の音の
 み烈しくて、寒庭の月ぞ清けき。**初重** 庭には雪降り積れごも、跡踏付る人
 も無し、池には凍閉重て、**群居し鳥も見えざりけり**。**三重甲** 大寺の鐘の聲
上 遺愛寺の鐘聞くを驚かし。**甲** 西山の雪の色、**上** 香爐峯の望を催す。
下り 夜霜に寒けき磯の響き、幽に御枕に傳へ、曉き氷を輾る車の跡、遙の

門前に横はれり。**初重** 巷を過る行人、征馬の忙はしげなる氣色、世を渡る
 形勢も、思し召し知られて哀れなり。**呂** 宮門を**初重** 守る蠻夷人の、夜晝
 警衛を務るも、前の世のいかなる契りにて、今縁を結ぶらんご詔せ有けるぞ
 忝けなき。**初重中音** 凡物に觸れ、事に随つて、御心を痛ましめずご云事無
 し。去儘には、**彼折々御遊覽**、所々の御參詣、御賀の目出度かりし事ごも思
 し召し出で、懷舊の御泪抑へ難し、年去り年來つて、治承も四年になりにつ
 り。

嚴嶋御幸の章曰。

口説 治承四年正月一日の日、鳥羽殿には、相國も赦さず。法皇も恐させ御
 座しければ、元日元三の間、參入する人一人も無し、去れごも其中に、故中
 納言入道信西の子息、櫻町の中納言成範の卿の弟、左京の大夫脩範ばかりぞ、
 免されては參られける。同き二十日の日、春宮御袴着、并に御摩魚箸始めご
 て、目出度事ごも有しかごも、法皇は、鳥羽殿にて、御耳の餘所にぞ聞し召し。

二月二十一日、主上、異なる御恙も渡せ玉はざりしを押下し奉つて、春宮踐祚有り。是も入道相國、萬思ふ様なるが致す處なり云り。時能なりぬて、闌き合へり、神璽寶劍内侍所渡し奉る。

素聲 其日の暮程に、上皇、前の右大将宗盛の卿を、御前へ召して、明日、嚴嶋御幸の御序に、鳥羽殿へ御幸有て、法皇の、御見參に入たかりつるは、相國禪門に、知らせずしては悪かりなんこや仰ければ、宗盛の卿、何條事の候可しと奏せられたりければ、去は汝、頓て鳥羽殿へ參て、其様を申せかしく仰ければ、畏まり承はりて、急ぎ鳥羽殿へ走り參り、此由奏聞せられたりければ、法皇は、餘りに思し召す御心にて、是は夢やらんこぞ **ハツミ** 仰せける。

馳沙汰の章曰。

口説 去程に法皇は、嗚呼はや、成親俊寛等が様に、遠き國遙かの嶋へも、遷しやられんずるにこそ思召す處に、左は無くして城南の離宮にして、治

承も四年にならせおはします。同き五月十二日の午の刻ばかり、鳥羽殿には、馳夥して走りさわぎ、法皇大に恐させおはまし、御占方を遊ばれて、近江守仲兼、其時は未だ鶴藏人にて候らはれけるを御前へ召して、是れ持つて安倍の秦親が許に行て、屹と考へさせて、秦親が勘状取つて參れとぞ詔ける、仲兼是を給つて、遙ご安倍の秦親が許に行き、折節宿所には無かりけり。白川なる處にご云間夫に尋ね行きて、勅定の趣き仰ければ、秦親頓て勘状をこそ參せけれ。仲兼是を取つて、急ぎ鳥羽殿へ歸參り、門より參らんこすれば、守護の武士共赦さず。安内は知たり築地を越えはね入つて、大床の下を這で、**強り下ケ** 御前の切り板より、秦親が勘状をこそ參せけれ。**素聲** 是を披て獻覽有るに、今三日が内の御祝ひ、並に御嘆きとぞ考へ申たりける。法皇、此御有様にても、御祝ひは然る可し、又如何なる憂目にか逢ふ可きやらんこぞ **ハツミ** 仰ける。**口説** 明る十三日、前の右大将宗盛の卿、入道相國の亭へ行向つて、法皇の御事、垂伏申されたりければ、入道相國、漸々思ひ直て、

法皇をば、鳥羽殿を出し奉つて、都へ還御なし奉り、八條鳥丸の美福門院の御所にぞ置き奉らる。強り下ケ 今三日が内の御祝ひは、泰親是れをぞ考へ申したりける。

都遷の章曰。

白聲 入道相國、漸ふ思ひ直つて、法皇をば、鳥羽殿を出し奉つて、都へ還御なし奉られたりしが、高倉の宮の御謀叛に依て、入道、大に憤ふり、又福原へ御幸なし奉り、四面に端板して、口一つ開たる内に、三間の板屋を造て、押し籠め奉らる、守護の武士には、原田の大夫種直許りぞ候らひける容易人の参り通ふ可様も無かりしかば、童べ共は、皆牢の御所ぞぞ申ける。聞くも忌くしう、あさましかりしハツミ事ごもなり。

口説 去れば法皇は、世の政事をも、知し召はやごは露思し召し寄らず、山々寺々修業して、御心の儘慰まばやごぞ仰せける、平家の悪行に於ては、悉く極りぬ、去る安元より以來、多の大臣公卿、或は流し或は失ひ、關白流し奉

つて、我婿を關白になし、剩さへ一院第二の皇子、高倉の宮討ち奉つて、今殘る所下ケ 都遷なれば、箇様にし玉ふにやごぞ人申ける。

叙上は清盛、天地に身を容るゝ能はざるの専恣横暴を記するの文章なり。抑も清盛の玆に至りし原因は、忠盛、未だ備前守たりし時、鳥羽天皇、得壽院を造進して、三十三間の御堂を建て、一千一體の佛像を安置し、其勸賞を但馬の國を賜り、且つ内の昇殿を許され、平氏の勢力を誘起せらるゝに始まるなり。而して清盛、其跡を承け繼ぎ、保元元年、宇治の悪在府の亂の時、論功行賞ありて、安藝守より播摩守に遷り、又大宰の大載と爲り、平治元年に、信賴、義朝の亂の時、勳功一つに非ず、恩賞是重かるべしとて、次の年、正三位に叙せられ、打續き宰相衛府督、檢非違使の別當、中納言大納言に經上りて、剩さへ丞相の位に至る、左右を經ずして内大臣より、太政大臣從一位に至り、大將にはあらねども、兵仗を賜り隨身を召し具す、牛車輦車の宣旨を蒙て、乗りながら宮中を出入す、偏に執政の臣の如し、

太政大臣は一人に師範として、四海に儀刑せり、國を治め道を論じ、陰陽を和げ理む、其人に非ざれば即ち闕けよと云へり、即ち闕官とも名づけられたり、その人ならでは、驥すまじき官ならねども、此入道相國は、一天四海を掌の中に握り給ひし上は子細に及ばず。(殿上開打の章鱧の章) 自ら人の附き奉ることは、吹風の草木を靡す如く、世の仰せけることも、降雨の國土を濕すに同じ、六波羅殿の御一家の君達ごだに云へば、華族も英雄も、誰肩を並べ面を向ふ者なし。(中略)何事も六波羅様ごだに云ひしかば、一天四海の人皆是を學ぶ、如何なる賢主賢王の御政、攝政關白の御成敗にも、世に餘されたる程の徒らものなごの傍に寄り合ひて、何ご譏り傾け申すことは、常の習ひなれども、この禪門世盛の程は、聊か忽に申す者なし。秃の章

我身の榮華を極むるのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛也内大臣の左大將、次男宗盛中納言の右大將、三男知盛の三位の中將、嫡孫維盛四位

の少將、總て一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領、衛府諸司、都合六十餘人なり、世に又人無くぞ見えられける。(我身榮華の章)

當時朝廷の重なる公卿は左の如し。
公卿揃の章曰。

御産に依り、六波羅へ參らせ給ふ人々は、關白松殿、太政大臣明恩院、左大臣大炊の御門、右大臣月の輪殿、内大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條の大納言實房、五條の大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中御門の中納言宗家、花山の院中納言兼雅、源中納言雅頼、權中納言實綱、藤中納言資長、池の中納言頼盛、左衛門の督時忠、別當忠親、左宰相の中將實家、右宰相中將實宗、新宰相の中將通親、平宰相教盛、六角の宰相家通、堀川の宰相頼定、左大辨の宰相長方、右大辨の三位俊經、左兵衛の督重教、右兵衛の督光能、皇太后宮の大夫朝方、左京の太夫長教、太宰の大貳親宣、新三位實清、以上三十三人、右大辨の外は勅意なり。不參の人々には、花山の院の

前の太政大臣忠政公、大宮の大納言隆季の卿、以下十餘人、後日に布衣着して、入道相國の西八條の邸へ、参り向はれけるごぞ聞えし。當時朝廷の名位族望を荷ふ者此の如し。

山陽曰即稱爲公卿者平時趨踰朝廷之上取天子の爵秩以驕天下而及於此際未嘗畫一策以救危難袖手觀尤於武人邪雖時勢有所未可君德有所不洽以致乎此禍而亦臣子之罪矣

此議論日唯足利時代の公卿のみならず源平時代の公卿も亦此の如し。此積弱の時世に方り一人の志士仁人なく勢何とも爲し能はず行長父の死を機とし身跡を韜晦し一技の筆を以て竊に大義を唱へ天日の挽回を圖る者なり其苦心千古に徹する故なきにあらざるなり。

五 寶劍海に入る

主上都落の章曰。

口説 主上は、今年六歳、未だ稚ふ渡らせ玉へば、何心もなふぞ召れける、

御母儀建禮門院、御同輿には参らせ玉ふ。神璽寶劍内侍所、印鑰、時の簡、玄上、鈴鹿なんごをも、召具せよと、平大納言時忠の卿、下知せられたりけれども、餘りにあわて騒いて、取り落し物ぞ多かりける。三草勢揃の章曰。

口説 同じき二十九日、大將軍範頼義經院参して、平家追討の院宣を承まはつて、西國へ發向すべき由を奏聞す。本朝には、神代より傳はれる御寶三つ有り、神璽寶劍内侍所是なり。事故なふ都へ返し入れ奉つるべき由仰せ下さる、兩人庭上に畏まり承まはつて罷り出づ。

内裏女房の章曰。

口説 同じ十四日、生捕本三位の中將重衡の卿、都へ入て大路を渡さる。(中略) 白聲三種の神器の御事を、一つの中へ云ひ送つて、都へ返し入れ奉つれ、然らば八嶋へ歸さるべしとのハツミ氣色なり。

屋嶋院宣の章曰。

散シ 三種の神器、南海四國に埋れて數年を経、最も朝家の歎き、亡國の基ひなり。**下音** 抑も彼の重衡の卿は、東大寺焼失の逆臣なり、須べからく頼朝の朝臣申し受る旨に任て、死罪に行るべしと雖も、(中略)**下** 三種の神器、都へ返し入れ奉んに於ては、彼卿を寛宥せらるべきなり。請文の章曰。

口説シホリ 二位殿、此書を披て見玉ふに、實にも重衡を今生にて、今一度御覽せんと思し召さんに於ては、三種の神器の御事、能き様に申させ玉ひて、都へ返し入れさせ玉へ、(中略)**素聲** 三種の神器の御事をば、唯我に思ひ宥ひて、都へ返し入させ玉へと宣へば、大臣宗盛も、左こそは存候へども、帝王の御代を保たせ玉ふ御事も、偏へに彼内待所の渡らせ玉ふ御故也、且ふは世の聞え然るべからず。(中略)**口説** 新中納言知盛の卿乃、異見に申されけるは、指もの我朝の重寶三種の神器を、都へ返し入れさせ玉ひたりとも、重衡を歸し玉はらん事は有難し(中略)**呂** 夫吾君は、**下音** 故高倉の院の御讓

りを請させ玉ひて、御在位既に四ヶ年、政り事堯舜の古風を訪ふ處に、東夷北狄黨を結び、群を成て入洛の間だ、且うは幼帝母后の御嘆き尤も深く、且うは外戚近臣の憤り淺からざるに依て、暫らく九國に幸す、**上音** 還幸無らんに於ては、三種の神器、争か玉體を離ち奉るべきや。(中略)**上音** 若ならずば、鬼界高麗、天竺震旦に致るべし、悲き哉、人皇八十一代の御宇に及んで、我朝神の代の靈寶遂に空しく異國の寶と爲んず。藤戸の章曰。

口説 同き二十八日、新帝の御即位有り、神璽寶劍内侍所も無くして、御即位の例、人皇八十二代、是始てこそ承まはる。逆櫓の章曰。

口説 同き十日の日、伊勢石清水へ、官幣使を立らる、主上、並三種の神器、事故無く都へ返し入れ奉る可き由、神祇官の官人諸ろくの社司、本宮本社にて、祈誓申す可き旨、仰せ下さる。

先帝御入水の章曰。

一一四

口説 二位殿は、日來より思ひ設け玉へる事なれば、鈍色の二ッ衣打ち被き、練袴の傍高く取て、神璽を脇に挟み、寶劍を腰に指て(中略)中ゆり其後西に向はせ玉ひて、御念佛有りしかば、二位殿、頓て抱き参せて、浪の底にも都の侍らふぞご慰め参らせて、千尋の底にぞ沈み玉ふ。能登殿最期の章曰。

口説 去程に女院は、此形勢を御覽じて、今は斯こや思し召れけん、御硯、御焼石、左右の御懷ろに入れて、海にぞ入せ玉ひける。渡邊の源五右馬の允昵、小舟を突こ漕ぎ寄せて、先づ御髪を熊手に掛けて引上げ奉る。女房達、夫は女院にて渡せ玉ふぞ、過ち仕つるなご申されたりければ、去らばこて、急ぎ御所の御舟へ移し奉る。大納言の典侍局は、内侍所の御唐鎧を脇に挟で、海に入んごし玉ひけるが、袴の裾を舷たに射付られて、蹴纏倒れ玉ひけるを、武士共取留め奉る。内侍所の御唐鎧の鎖を捏ち切り、御蓋を既に開んごす、

忽ち目暗み鼻血垂れ。平大納言時忠の卿は、生捕にせられて、おはしけるが、夫は内侍所にて渡せ玉へば、凡夫は見奉らぬ物ぞご宣へば、兵者共、皆舌を振て恐怖く、其後時忠の卿下ヶ判官に申合て、元の如くに緘じ納め奉つらる。

内侍所都入の章曰。

白聲 四月三日の日、九郎太夫の判官義経源八廣綱を以て、院の御所へ奏聞せられけるは、去ぬる三月二十四日卯の刻に、長門の國、壇の浦、赤間が關、豊前の國、田の浦、門司が關にて、平家を攻め亡ぼし果、内侍所璽の御箱(中略)口説 一定歸入せ玉ふか、見て参れ迎西國へ遣さる。

呂 同じき二十下音 五日、内侍所璽の御箱、鳥羽に着せ玉ふご聞えしかば、上音 御迎に参せ玉ふ公卿には、(中略)呂 其夜の下音 子の刻に、内侍所璽の御箱、大政官の廳に入せおはします、寶劍は失せにけり。上音 神璽は、海上に浮びたるを片岡の太郎下 經基が、取上奉つたりけるこかや。

劍之卷の章曰。(平家音楽本大秘事の文章、第九章に詳記す)

口説 折節ある博士の來つたりけるが、(中略)人皇八十一代の時、八歳の帝ご成つて、取返し奉つり、**半下ケ**千尋の海の底、**初重**神龍の寶となりしかば、二度人間へ歸らざるも理り哉ごぞ申ける。

劍之卷の章曰。

口説 縦末代澆季なりご云ふごも、帝運の極るまでの事は非じかしなんご申合れける。

鏡之卷の章曰。

中音 則御袖に包ませ玉ひて、太政官の朝ん所に入奉つらせ玉ひけり、今の世には請取奉つらんご、思ひ寄方人も誰かはあるべき、神鏡も又宿らせ玉ふべからず、上代こそ猶も芽出度けれ。

如上は、寶劍を記するの文章なり。行長、清盛伊勢平氏より起り、従一位太政大臣ご爲り、安徳天皇の外祖父ご爲り、位准三后ご爲り、王權を犯す

を憤慨せしも、最も慷慨を極めしは、寶劍の海に入るにあり。

抑も寶劍の海に入るは、其因て起る所を言へば、朝廷、清盛に貸するに全權を以てせざれば、安徳帝なく、安徳帝なければ、百の清盛あるも寶劍亡失に至らず。又頼朝、豫め安徳帝を奉救するの用意あれば、寶劍を亡失せず。然れば則ち、寶劍の亡失は、朝廷、并平氏源氏、交々其責を免れざるなり。劍之卷の章、「折節或る博士の來りたりけるが、(中略)人皇八十一代の時八歳の帝ご爲りて、」云々。是れ即ち寶劍亡失の原因を言ふものにて、行長其亡失を以て無限の恨事ご爲し、血涙千行の筆を以て平家語物を書し、其靈魂ご爲すにあり。(第九章參看)

然れごも、劍之卷の章に、「帝運の極まるまでのあらずかし」と言ひ、鏡之卷の章に、「御袖に包まれて、太政官の廳に入り奉らせ玉ひけり。」と言へり。行長、皇祚帝運無究にして、芽出度ご奉祝し、慰む所ある此の如し。

殿上闇討の章。

勳賞には闕國を給ふべき由仰せ下されける、折節但馬のあきたりけるをぞ下されける。上皇尙御感のあまりに内の昇殿を許さる、忠盛三十六にて始て昇殿す。雲の上人は是を猜み憤る。鱸の章。

信賴義朝が謀反の時も、味方にて賊徒を討ち平げたりしかば、勳功一つにあらず、恩賞是重かるべしとて、次の年正三位に叙せられ、打ち續き宰相衛府の督、檢非違使の別當、中納言大納言に經上りて、剩へ丞相の位に至る。左右を經ずして内大臣より太政大臣從一位に至る。殿下乗合の章。

昔より代々の朝敵を平げたる者多し雖も、未だ斯様の事なし。貞盛秀郷が、將門を討ち、賴義が、貞任宗任を亡し、義家が、武衡家衡を攻めたりしも、勳賞行はれしこと僅に受領に過ぎざりき。

賴山陽、日本外史平氏の論説曰。

清盛所以至此、由後白河帝養成其勢爾、夫名爵公器、不可私用、人臣而私名爵、是負其君也、人君而私名爵、是負其先王也、帝濫授先王名爵於清盛、藉以濟其私焉、而長負其功、邀上之心、至於不可制將誰咎哉、雖然成平氏之勢者、不獨始於帝也、初忠盛受寵於白河鳥羽、連進官爵、人以爲不次、蓋朝廷倚其力、以抑源氏、抑源氏所以殺相家之權也。

山陽外史の論こ、行長平家物語の論こ、其旨を同ふすること此の如し。又曰。

自我先王之開國也、非無僭亂之臣也、而未嘗有謀危社稷者、獨有一將門焉、而出於平氏、豈非其宗之大恥哉、然能討滅之者亦出於平氏焉、則足以相償矣。

世稱清盛功不償其罪、舉不臣者輒以爲稱首、而不知相家不臣已什倍清盛。將門は、神器を覬覦するの大罪を犯し、貞盛秀郷之を誅戮するは、平氏の功罪相償者なり。清盛は、信賴義朝を誅戮するの功あるも、王權を傾攘するの

罪は、功罪償はざる者なり。且我國は、神器を以て國命の靈魂と爲す、神器ありて天子あり、天子あるも、神器無ければ正統の天子に非ざるなり。古來天子を廢立黜陟する者あるも、神器を攘奪する者あらず、若神器無うして天子と爲ることを得とすれば、古來元惡の者、或は僭越の者あるも知るべからず。後世足利尊氏、光明天皇を擁立して天子と爲すも、神器は眞正の神器に非ず、乃ち正潤の殊なる所以なり。清盛王權を犯すの結果、神器の一を失ふ、是源平興亡の最大國禍なり。其不臣是より大なる者あらざるなり。

第六章 賴朝

- 一 伊豆國流人より起る
- 二 居ながら征夷將軍の院宣を拜す
- 三 越階して従二位と爲る
- 四 王權を犯す
- 五 總追捕使と爲る覇業の備を作る

大馬早馬の章曰。

拾 去程に九月二日の日、相摸の國の住人、大庭の三郎景親、早馬を以て都へ申けるは、去る八月十七日、伊豆の國の流人、前の右兵衛の佐賴朝、舅北條の四郎時政を遣して伊豆の國の目代、和泉の判官兼隆を、山木が館にて、夜討に討候ひぬ。

朝敵捕の章曰。

一一三

素聲 入道相國の、怒られける様斜めならず、抑々彼の頼朝は、去る平治元年十二月、父義朝が謀叛に依て、其時既に誅せざるべかりしを、故池の禪尼のあながちに、歎き宣ふ間、流罪にはハツミ宥めたんなり。**口説** 然るを其恩を忘れて、當家に向つて、弓を引き矢を放つにこそあんなれ、其議なれば、神明も三寶も、争か**強り下り** 天の攻蒙らんずる頼朝哉とぞ宣ける。文覺荒行の章曰。

然るに彼の頼朝は、去ぬる平治元年十月、父左馬頭義朝が謀反によりて、既に誅せらるべかりしを、故池の禪司の強ちに歎き給ふによりて、生年十四歳と申しし、永暦元年三月二十日の日、伊豆國、北條蛭が小島へ流されて、二十餘年の春秋を送り迎ふ。年來もあればこそありけめ、今年いかなる心にて、謀叛をば起されけるぞといふに、高尾の文覺上人の勧めけるに依りてなり。如上は、行長、頼朝、伊豆國流人より起り、王權を犯すを憤る文章と認む

るなり。

二 居ながら征夷將軍の院宣を拜す

征夷將軍院宣の章曰。

口説 去程に鎌倉の前の右兵衛佐頼朝、武勇の名譽長じ玉へるが故に、居ながら征夷將軍の院宣を下さる。御使は左史生、中原の恭定とぞ聞えし。十月四日の日、恭定關東へ下着。右兵衛佐殿宣けるは抑も頼朝武勇の名譽長ぜるに依て居ながら征夷將軍の院宣を蒙る。

簾高く下 卷上て、右兵衛佐殿出られたり。**白聲** 右兵衛佐、其日は布衣に

豎烏帽子なり、顔大きにして脊低かりけり。容貌優美にして、言語分明なり。先づ子細を一事演べたり。抑も平家、頼朝が威勢に恐れて都を落つ。其跡に木曾義仲、十郎藏人等が、打ち入つて我が高名氣に官加階を思ふ様に仕つり、剩さへ國を嫌ひ申す條、是れ以て奇恠なり。又奥の秀衡が、陸奥の守に爲り。佐竹の冠者が、常陸の守に爲て、是も頼朝が下知に隨はず。是等をも追討す

一一三

べき由の院宣賜るべき由、法皇へ申さる。

二三四

本文、賴朝武勇の名譽長ぜるに由りて、居ながら征夷將軍の院宣を蒙るは第一の無禮なり。簾高く捲上て出られたるは、第二の無禮なり。是れ等を追討すべき由法皇へ申さる。第三の無禮なり。行長の憤慨思ふべし。

三 越階して從二位と爲る

三日平氏の章曰。

四月一日の日、改元ありて元曆と號す。其日叙目行れて鎌倉の前きの右兵衛佐賴朝を、正四位下の四位し給ふ。本は從下の五位におはせしが、忽ちに五階を越え給ふこそ芽出度けれ。

鏡之卷の章に曰。

同じき二十八日、鎌倉殿從二し給ふ。越階して二階をするだに有り難き朝恩なるに、是れは既に三なり。三階位をこそし給ふべきに、賴政の卿のなり給ひしを忌んでなり。

三日平氏の章。賴朝、正四下の四位し給ふとは、木曾追討の賞として、陞位せらるるを云ふ。然るに、從下の五位より五階を越え、正四下の四位と爲るは、破格の昇位なり。忽五階を越え給ふこそ芽出度けれと謂ひしは、行長、賴朝の竊かに所望に因て、陞位に至るを看破し、其僭越を惡むなり。(諸書に其所望を書するあるも之れを擧げず。)

鏡の卷の章、鎌倉殿二位し給ふとは、平氏追討の賞として、陞位せらるるを云ふ。然るに、越階して二階をするだに有り難き朝恩なるに、是は既に三階なりと謂ひしは、亦其所望に因りたり僭越を惡むなり。此末文に、三階位をこそし給ふべきに、賴政の卿のなりたまひしを、忌んでなりとあり。鳩の章に、抑も源三位賴政、(中略)正下の四位にて暫くありしが、猶心にかけつゝ、

のほるへき便りなれば木の下ごに

あひをひろひて世をわたるなり

さてこそ三位は、あたりけれこあり。賴朝、四位より三位と爲るは正當の順序なるも、賴政、四位より三位と爲り、高倉の宮に従て敗北するにより、賴朝、其例を忌み之れを口實と爲して、竊かに内奏する所あり。從二位と爲るの僭越を看破し、其不正を鏡之卷に照して書するなり。行長の筆鋒、寸鐵人を殺すこ此の如し。

鳩の章の賴政に關する項を記するに因り、賴政鳩を射るの章を解説し、平家物語は狂言綺語の作たる一證を示すべし。

賴政の恠禽を射たりとは、第一回は爲義の亂を平ぐるを云ひ、第二回は義朝の亂を平ぐるを云ふ。左に詳説す。

鳩の章曰。

抑も此源三位入道賴政、攝津守賴光に五代、三河守賴朝が孫、兵庫頭仲正が子なりけり。保元合戦の時も、味方にて先をかけたなりしが、させる賞にも預らず又平治の逆亂にも、既に親類を捨てて参じたりしかども、恩賞は疎なりき。大内守護にて年久しくありしかども、昇殿をば許されず、年たけ齡傾きて後、述懐の和歌一首詠みてこそ、昇殿をば仕りたりけれ。

人の知れぬおほうち山の山守は

木かくれてのみ月を見るかな

是に依りて昇殿を許され、正下の四位にて暫くありしが、猶三位を心にかけてつゝ、

のほるへき便りなき身の木の下に

まひをひろひて世を渡るかな

さてこそ三位はまたりけれ、やがて出家して源三位入道賴政とて、今年七十五にぞなられる。

賴政保元爲義の逆亂に勤王の戦功を奏せしも、正當の功賞を被らず。平治義

朝の逆亂に勤王の戦功を奏せしも、亦正當の功賞を被らず。心中平かならず。

述懐の和歌を詠じ、纒に三位に昇るを云ふ。

此入道一期の高名と思しきことは、多きが中にも、殊には仁平の頃ほひ、近衛院御在位の御時、主上よなく、おびえさせ給ふ事ありけり、有験の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修せられれども、その験なし、御惱は丑の刻ばかりの事なるに、東三條の森の方より、黒雲一叢立ち來りて、御殿の上に蔽へば、必ずおびえさせ給ひけり、是によりて公卿會議ありけり。去ぬる寛治の頃ほひ、堀川院御在位の御時、主上まかの如くおびえさせ給ひけり。其時將軍義家朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及びて、鳴絃する事三度の後、高聲に前陸奥守源義家と名乗りたりければ、聞く入身の毛よだちて、御惱必ず怠らせ給ひけり。然れば則ち先例に任せて、武士に仰せて警護あるべしとて、源平兩家の兵の中選ばせられけるに、此賴政をぞ選び出されたりける。其時は未だ兵庫頭にて候はれけるが、申されけるは、昔より朝家に武士を置かる事は、逆反の者を退け、違勅の輩を亡

さんがためなり。目にも見えぬ變化の物仕れ、と仰せ下さる事、未だ承り及ばずと申しながら、勅宣なれば、召に應じて參内す。賴政頼み切りたる郎等、遠江の國の住人、猪早太に母衣の風切はいたりける矢負はせて、唯一人を具したりける。我身は二重の狩衣に、山鳥の尾を以て作りたりける鋒矢二筋、滋藤の弓に取り添へて、南殿の大床に伺候す。賴政矢二手狭みけることは、雅頼の卿、其時は未だ左少辨にておはしけるが、變化の物仕らんする仁は、賴政を候ふらんと、選み申されたる間、一の矢にて、變化者物損する程ならば、二の矢には、雅頼辨のしや頸の骨を射んとなり。案の如く、日頭人の申すに違はず、御惱の刻限に及びて、東三條の森の方より、黒雲一叢立ち來りて、御殿の上に棚引きたり。賴政屹と見上げたれば、雲の中に怪しきもの姿あり。射損する程ならば、世にあるべしとも覺えず、さりながら矢取りて番ひ、南無八幡大菩薩と心の中に祈念して、能ッ引てひよつと放つ、手答してはたと當る、得たりやおうと矢叫をこそしたりけれ。猪早太つと寄り落つる所を取りておさへ、柄も拳も透れくと、續けさまに九刀を刺したりける。其時上下手に火を燈して、是を御覽じ見給ふに、頭は猿、胴は狸、尾は蛇、手足は虎の如くにて、鳴く聲極にぞ似たりける。怖しなんごも愚なり。主上御感のあまりに、獅子王と申す御劍を下さる。宇治左大臣殿、是を賜り次ぎて、賴政に賜はんとて、御前の階を半ばかり下りさせ給ふ折節、頭は卯月十日あまりのことなれば、雲井の郭公、二聲三聲音づれて通りければ、左大臣殿、

時鳥名をも雲井にあくるかな

と仰せられかけたりければ、賴政右の膝をつき、左のそでをひろげて月をすこし目にかけてつと、弓張月の射るにまかせて

と仕り、御劍をたまはりて罷り出づ。此賴政卿は、武藝にも限らず、歌道も勝れたりとぞ時の人々感じあはれける。さて彼變化のものをば、うつほ船に入れて流されけるとぞ聞えし。

保元に、爲義の反逆あり、近衛天皇、宸襟を惱まされ、堀川天皇の時、源義家、武衡家衡の、反逆を征討し、其例に據り賴政を召して征討せしむるを云ふ。其變化の者云ひ、性禽即ち鵲云ふは、王命に抗する者に附與せし悪名にして、其反賊の態度は猿猴の如く、狐狸の如く、蛇蝎の如く、人を慘害するは、虎狼の如き者云ふにあるなり。

又應保の比ほひ、二條院御在位の御時、鶴といふ化鳥禁中に鳴きて屢々宸襟を惱し奉ることありけり。然れば先例に任せて、賴政をぞ召されける。頃は五月二十日あまり、また宵のことなるに、鶴只一聲音づれて、二聲とも鳴かざりけり。目ざすとも知らぬ闇夜にてはあり、姿形も見えざりければ、矢つぼをいづくとも定め難し。賴政が謀に、先づ大鎧取りて番ひ、鶴の聲したりける内裏の上へぞ、射上げたる。鶴鏑の音に驚きて、虚空にしばしぞひくめきたる。次に小鎧取りて番ひ、ヒイフツト射切りて、鶴と並べて前にぞ落しける。禁中さどめき渡りて、賴政に御衣をかつけさせおはします。今度は大炊御門の右大臣、公能公のたまはり次ぎて、賴政に被けさせ給ふとぞ、昔の養由は、雲の外を雁を射き、今の賴政は、雨の中の鶴を射たり、とぞ感せられける。

五月やみ名をあらはせる今宵かな

と仰せられたりければ、賴政、

たそかれ時もすみめとおもふに

と仕り、御衣を肩にかけて罷り出づ。その後伊豆の國たまはり、子息仲綱受領になし、我身三位と

て、丹波の五箇の庄、若狭の東宮川を知行して、さておはすべかりし人の、よしなき謀叛起して、宮をも失ひまゐらせ、我身も子孫も、亡びぬることうたてけれ。

又平治に、信頼、義朝の反逆あり、二條天皇、宸襟を惱まされ、頼政復召されて征討するを云ふ。

頼政、保元の亂、平治の亂に、朝敵を征討するに加りて戦功あるも、三位に終り、清盛は、之に加りて従一位太政大臣に至る、而して皇室を侵害すること、爲義、信頼、義朝に什倍す、後白河法皇の宸襟を惱す變化の最大なる者なり。頼政、法皇の密旨を奉じ、高倉宮の命に従ひ、一大鷲鳥を射落さんとするに、不幸にして恠禽の虎の如き手足に殺害せらる。行長、其武勇を稱揚し先きの恩賞に獅子王と稱する御劍を賜ふは、爲義は、獅子の子と號する劍を持て、反逆を圖るを斃すと謂ふ。後ちの恩賞に御衣を賜ふは、其精忠は、菅公の皇室を奉ずる敦厚の如きを謂ふ。其勤王の勳功没すべからざるを賞讃すること共に、反逆の者を禽獸視するの意を示すの文章なり。

平家物語の文章此の如し。二百の章句概ね此類にして、其毀譽褒貶の精神魂

魄は、文章の裏面に存す。然るに世人は其意味を吟味せず、其解釋の此に及ぶ者なし。畢竟するに其理解力を致さざるに因てなり。吾は各章の解説を爲し、識者の高教を請はんと欲するも、頼政の如く年たけ齡かたむきて、頼政の如き氣力なく、著作を梓に上すべき便りなきを以て止む。

四 王權を犯す

咸陽宮の章曰。

口説 異國に又先蹤を弔ふに、燕の太子丹、秦の始皇に捕れて、警めを蒙る事十二年、(中略)蒼天宥じ玉はねば、白虹日を貫いて通せず、秦の始皇は遁れて、燕丹終に亡びにけり。去れば今の頼朝も、左こそは有らん 下 ずらめこ。色代する人も有りけるこかや。

此文章を以て、清盛を始皇帝に比し、頼朝を燕丹に比するの解釋を爲す者多し。説者の如くなれば、清盛を以て始皇帝即ち天子に比するの意味と爲りて、又清盛は遁れて頼朝は亡ぶこの意味となる、是れ大に誤れり。行長の

此を作るは、法皇を秦皇に比し、頼朝を燕丹に比し、即ち頼朝、法皇を犯せしも、皇天之れを許さず、忽ち其業を失墜するを言ふにあり。行長、頼朝の横暴を悪むここの如し。
首渡の章。

口説 昔しより卿相の位に至る人の首、大路を渡さるゝ事先例なし。就中此人は、先帝の御時より、戚里の臣として、久しく朝家に仕うまつる。範頼、義経が、申條強ちに御許容有るべからざる由、奏聞せられたりければ、法皇、去らば渡さるまじきに、**下ケ** 定められたりしかば、範頼、義経、重ねて申されけるは、**折聲** 保元の昔しを思へば、祖父爲義が仇、平治の往古を案ずるに、父義朝が敵なり。**口説** 今度平氏の首、大路を渡されざらんに於ては、自今以後、何の勇み有てか、凶徒を退けんやと、重ねて奏聞せられたりければ、法皇力及ばせ玉はず、遂に**下ケ** 渡されけり。
紺搔の章曰。

中淘 故左馬守義朝の墓へ、内大臣正二位を贈らる、勅使は左少辨兼忠とぞ聞えし頼朝の卿、武勇の名譽長じ玉へるが故に、身を立て家を起すのみならず、亡父聖靈、贈官贈位に及びぬること有り難けれ。

五 總追捕使と爲り覇業の備を作る

吉田大納言の章曰。

口説 日本國中の總追捕使を賜つて、段別に、兵糧米宛て行はる可き由、鎌倉殿より公家へ奏聞せられたりければ、法皇詔せられけるは、昔より代々の朝敵を平ぐる者多しと雖も、半國を賜ると云ふ事は、無量壽經に見えたり、過分の申狀哉とて、諸卿に仰合せらる、諸卿申されけるは、頼朝の卿の申さるる所、道理半ばなりとて、諸國に守護を置き、莊園に地頭を補せらる、斯りしかば、**強り下ケ** 一毛ばりも隠す可き様ぞ無かりける。

行長、源平興亡の一斑を書して、「八幡大菩薩の節刀を、頼朝に賜ふと仰せられつるもここわりなり、春日大明神の其後は、我孫にも賜ひ候へと仰せ

られけるこそ心得ね、それも平家亡び、源氏の世盡きなん後、大織冠の御末、執權家の君達の天下の將軍になり給ふべきかなと宣ひける。」ごあり。而して後鳥羽天皇の播遷を告して、「其後承久に御謀反起させ給ひて、國こそ多けれ、遙々と隠岐の國まで遷されさせおはしける、宿怨の程こそ不思議なれ。」ごあり。

王權の武門に移るは、清盛に始て頼朝に成る、而して北條の世と爲て、義時高時の反賊を生じ、而して足利の世と爲て、尊氏以下の反賊を生ず。朝業遂に七百年に至る。行長の生涯、源平興亡の凶變を経て、三上皇播遷の凶變に至る、親く其慘を目睹せし者なり、其悲憤慷慨を知るべし。

頼山陽、日本外史源氏の論説曰。

源氏以清和之世、世勤勞王事、以至於頼朝經營艱苦、勦建大業、以致天下小康、不敢僭踰、恭順其跡、又再傳乃亡、天未艾源氏之福也、是以足利氏、新田氏、皆以清和之源、更起宰天下、而皆以上將代操國權、以服事天子、莫非襲

頼朝之故者、則是頼朝爲天下萬世創不得已之事、以立不可踰之限、而君臣之際、兩得其宜也、不然則焉知莽操懿卓不接腫我國哉、雖曰頼朝有功德天下勝其父祖可也。

山陽は源氏の論説に於て、頼朝を稱讚せしは、朝廷の國憲を保つに足らず、公卿の天下に宰たるに足らず、時世の情態を評論するにあり。行長、親く慘禍を目撃し、清盛なければ頼朝なく、頼朝朝業の俑を作るに非ざれば、北條義時の三上皇を犯すの變亂無しと爲し、其感情の甚大なるは、山陽七百年の下に在て、事態を批評するご其情況を異にするなり。若し山陽をして行長の地にあらしむれば、頼朝を以て天下朝業の賊魁と絶叫し、之を殄戮するの筆を執るは、日本外史を作為するの精神に徴して、斷言するを得べし。

第七章 木曾義仲の暴舉

一三六

行長、木曾義仲の暴舉を評て荒夷アライヒと云ふ。抑も義仲軍を起す時、八幡宮に願書を奉り、

爰に累りの年よりこのかた、平相國といふものありて、四海を管領し萬民を惱亂せしむ。是既に佛法の讐、王法の敵なり。義仲、苟も弓馬の家に生れて、僅に箕裘の跡を繼ぐ、彼暴惡を按ずるに、思慮を顧るに能はず、運を天道に任て身を國家に投ぐ、試に義兵を起て、兇器を退げんことを欲す。

義仲は、國家の爲めに義兵を起すこと云ふ。乃ち公忿の爲めに起り私忿の爲めに起るに非ざるなり。此時に方り、清盛既に死亡し、頼朝蹶起せんことを、義仲、平氏を説くに、利害得失を以てす。平氏を待つに寛大信義を以てすれば、平氏は、

東國北國の背くだにあるに、南海西海此の如し、夷狄の蜂起耳を起し、逆

亂の表類に奏し、四夷忽に起れり、世既に失せなんことを、必ず平家の一門に非ずとも、心ある人々の歎き悲しまぬはなかりけり。

其危急存亡の時に屬すること此の如し、喜で義仲の和を諾すべく、平氏の軍を合て二十萬の兵あり、皇室を奉じて經綸すれば、頼朝等志を爲す能はず。安徳天皇を安じ、神器を保ち、天下を救済するを得て、祖先に報ずる者なり。然るに天の時を知らず、地の利を知らず、人の和を知らず、謀此に出でず、平氏の軍勢を殺ぎ、自家の軍勢を殺ぎ、皇室に亂行を爲し、第二の清盛と爲り、天下の人心を失し、力盡て和を講じ、既に遅し、其暴舉、自家を犠牲と爲し、平氏を犠牲と爲さしめ、頼朝の霸を爲すに加功する者なり。行長荒夷アライヒの惡名を與ふるのみならず、

平氏は西國に、兵衛佐は東國に、木曾は都に張り行ふ。前漢後漢の間、王莽が世を打つ取て、十八年治めたりしが如し。

と云ひ、朝敵の賊名を與ふるなり。

平家物語。義仲の暴舉に關する章目左の如し。

一三八

一 廻文の章。二 飛脚到來の章。三 入道逝去の章。四 横田河原合戦の章。
五 北國下向の章。六 火燧合戦の章。七 木曾の願書。八 俱利迦羅落の章。
俱利迦羅落の章曰。

此山は四方巖石にてあるなれば、搦手よも廻らじと思ひつるに、こは如何に
ござ騒がれける。さる程に、大手より木曾殿一萬餘騎、関の聲を合せ給ふ。
礪並山のすそ、松長の柳原ぐみの木林に、引き隠したりける一萬餘騎、日の
宮林に控へたる今井の四郎六千餘騎も、同じう関の聲をぞ合せける。前後四
萬餘騎がをめく聲に、山も河も、只一度に崩るゝござ聞えけれ。さる程に、
次第に闇うはなる、前後より敵は攻め來る、穢きたしや返せやく、こいふ族多
かりけれども、大勢の傾き立ちたるは、左右なう取りて返す事の難ければ、
平家の大勢、後の俱利迦羅が谷へ、我先にござ落ち行きける。先に落したる
者の見えねば、此谷の底にも、道のあるにござこて、親落せば子も落し、兄

が落せば弟も落し、主落せば家の子郎等も續きけり。馬には人、人には馬落
ち重り落ち重り、さばかり深き谷一つを、平家の勢七萬餘騎にてぞ埋めたり
ける。淵泉血を流し、死骸岡をなせり。されば此谷の邊には、矢の穴、刀の
疵、今も残りてありござ承れ。平家の侍大將、上總大夫判官忠綱、飛驒太
夫判官景高、河内判官秀國も、此谷の底に埋れて亡せにける。

俱利迦羅の合戦は、壽永二年たり、本文「親落せば子も落し、兄が落せば
弟も落し、主落せば家の子郎等も續きけり、馬には人、人には馬、落ち重り落
ち重り、さばかり深き谷一つを、平家の勢、七萬餘騎にてぞ埋めたりける。淵
泉血を流し、死骸岡をなせり。されば、此の谷の邊には、矢の穴、刀の疵、
今も残りてあるござ承れ。」この記載は、合戦の時の文章にあらず、稍々
後年の文章と認むるなり。何となれば、平氏は七萬の死傷、一大幽谷を充
填するの敗を取り、尙追撃せられて都を脱し、國母及主上を奉じて西國に
遁る。其多大の死傷は、之を收容するに違なく、即ち淵泉血を流し、死骸

岡を爲す。五年十年の間、雨尙腥く、風尙羶く、秋夜山月青く、鬼哭の啾啾聽くに堪へざるを察すべし。

本文は、碧血已に乾き、枯骨已に盡き、矢の穴、刀の疵、今も残りてありこの記載は、古戦場を弔ふの文章の如し。其大戦間際の文章にあらず。數多の歲月を經過せし後ちの記載たるは、之れを知るに難からず。吾は平家物語は、文治三年より、嘉祿二年の間に完成するご云ふ。此文章は其證左の一なり。

九 篠原合戦の章。十 實盛最期の章。十一 木曾山門牒狀。十二 主上都落の章。

主上部落の章。

同じき二十四日の小夜ふけかたに前きの内大臣宗盛公、建禮門院の渡らせ玉ふ、六波羅池殿に参りて申されけるは、木曾既に五萬餘騎にて攻め上り、(中畧)只今都へ亂れ入るよし聞え候、人々は唯都の内にて、いかにもならんご申し合されけれども、まのあたり、女院二位殿に、浮目を見せ参らせんご

の口惜しく候へば、院をも内をも取り奉りて、西國の方へ御幸行啓をもなし参らせばやご、思ひなりてこそ候へご申されければ、女院、今は唯だ兎も角も、そごの計にてこそあらんずらめごて、御衣の御袂に餘る涙せきあへさせ玉はねば、大臣殿も、直衣の袖しぼるばかりにぞ見えられける。去程に法皇をば、平家取り奉りて、西國の方へ落ち行くべしなご申しごを、内々聞き召す旨もやありけん、其夜半ばばかりに、按察使大納言資賢卿の子息、右馬の頭資時ばかりを御供にて、窃に御所を出させ玉ひて、御行方知らずにご御幸なる。

明くる卯の刻に、行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年六歳、未だ幼うましましければ、何心なうぞ召されける。御同輿は、御母儀建禮門院参らせ玉ふ。驕吳忽ちに亡びて、姑蘇臺の露荆棘に移り、暴秦既に衰へて、感應宮の烟睥睨を隠しけんも、是れには過ぎずご見えし。日來は、函谷二嶠の險しきを固うせしかごも、北狄の爲めに是を破られ、今は洪河經渭の深を頼んじかご

も、東夷の爲めに是れを取られたり。

後白河上皇は、御近臣の資時ばかり御供奉にて、御行方知らず。安徳天皇、皇太后は、都を落ち玉ふ。木曾の荒夷、一天萬乗の至尊に向ひ暴行を爲す。ここ此の如し。

十三 忠盛都落の章。十四 一門都落の章。十五 福原落の章。十六 山門御幸の章。十七 那都羅の章。十八 猫間の章。十九 水嶋合戦の章。二十 瀬尾最期の章。二十一 室山合戦の章。二十二 鼓判官の章。二十三 法住寺合戦の章。

法皇は、御輿に召して他所へ御幸なる。武士ども散々に射奉つる。豊後の少將宗長は、木蘭地の直垂に、折烏帽子にて供奉せられたるが、是れは法皇の御幸ぞ、過ち仕つるなご申されたりければ、兵者ども皆馬より下りて畏る。何者ぞご御尋ありければ、信濃國の住人、矢嶋の四郎行綱ご名乗申す、頓て

御輿に手を掛けまゐらせて、五條内裏へ奉つて、嚴く守護し奉る。

主上は、鳳辇に召して、池の汀きへ行幸なる。武士ども頼りに矢をまゐらせければ、七條の侍從信清、紀伊守教光、御供に候らはれけるが、是れは内にて渡らせ玉ふぞ。過ち仕つるなご申されたりければ、兵者ども皆下り下りて畏まる。閑院殿へ行幸なし奉る行幸の儀式の淺ましき、申すも中々おろかなり。

法皇御涙を流させ玉ひて、明雲は非業の死すべき者ごぞ、露思し召しよらざりつるものを、今度は唯朕が如何にもなるべかりつる御命ちに代りけるにこそごて、御涙せきあへさせ玉はず、木曾、前きの關白松殿の姫君取り奉りて、松殿の掣に推し爲る。木曾、家の子郎等ごも召し集めて評定す。抑も義仲、一天の君に向ひまゐらせて、軍には勝ちぬ、法皇にや爲らまし、主上にや爲らまし、法皇に爲うご思へごも、法師に爲らんも見苦しかるべし、主上に爲うご思へごも、童に爲らんも然るべからず、好々關白に爲うご云ひければ、

手書に具せられたりける。大夫坊覺明進み出でて、關白には、藤原こそ爲らせ玉ひ候らへ、殿は、源氏で渡らせ玉へば、夫れこそ似合候ふまじと申しければ、去らばとて、院の厩の別當に推し爲りて、丹波の國をぞ知行しける。院の御出家あれば法皇と申し、主上の未だ御元服なき程は、御童形にて渡らせ玉ふを知ざりけるこそうたてけれ。同じ二十三日、三條の大納言朝方の卿を始め奉りて、月卿雲客四十九人の官職を止めて、皆追籠め奉つる。平家の時は、四十三人をこそ止められしが、是れは四十九人なれば、平家の悪行には、猶超過せり。去る程に鎌倉の前の右兵衛佐頼朝、木曾が狼藉鎮めんこと、範頼義經を先として都合六萬餘騎差登されける。

去る程に、木曾の左馬頭義仲、西國へ使者を立て急ぎ登らせ玉へ、一つに爲りて、東國攻めんこと申し送つたりければ、大臣殿は、悦ばれけれども、平大納言新中納言は、左こそ世末にて候ふとも、義仲等に語られて、都へ歸り登らせ玉はんこと然るべからず、十善の帝王、三種の神器を帶して渡らせ玉へ

ば、甲を脱ぎ、弓の弦を逸いて、降人に爲り、是へまゐるべしと申させ玉ふべうもや候ふらんこと申されたりければ、大臣殿其様を返事ありしかども、木曾用ひ奉らず。松殿、入道殿の館へ木曾を召して、清盛公は、左ばかりの悪行人たりしかども、希代の大善根を仕置いたればにや世をも穩う二十餘年までは、保つたりしなり。悪行ばかりで世を保つことはなきものを、させる故なうして、押し籠め奉つる人々の官途をも、皆許すべき由仰せければ、一向荒夷の様なれども、随ひ奉つて闕官したる人々の官途をも皆許し奉つる。

行長荒夷と云ふ、義仲の態度此の如し、平家物語中演奏するに忍ばる章句は、法皇御遷幸の章、嚴嶋御幸の章、馳の沙汰の章、都遷の章、主上都落の章、先帝御入水の章、又法住寺合戦の章等なり。此等の平家は、王公は演ずべく、臣子は演ずべからず。

二十二 生食の章。二十三 宇治川の章。二十四 河原合戦の章。二十五 木曾最期の章。

木曾最期の章。

一四六

口説 木曾は信濃を立し時、巴、山吹とて、二人の女を具せられたり。山吹は、勞るここありとて、都に留りぬ。中にも巴は、色白う髪長く、容顔誠に美麗なりけるが、究竟の荒馬乗の悪所落し、馬の上歩も立ち弓矢打物取ては、いかなる鬼にも神にも逢ふと云ふ、一人當千の兵者なり。軍といふときは、實好鎧着せ、強弓大太刀持せて、一方の大將に向られけるに、度々の功名肩を並る者なし。去れば今度も、多の者も落ち失せ討れける中に**強ケ**七騎が内までも、巴は討れざりけり。

村田直景曰、凡そ平家音楽を聽かんとする者は、其文章の妙味は勿論、作者用意の周到なるを會得し、置かざるべからず、今余が記憶する一二を擧ぐ。

木曾は、信濃を出でしとき、巴、歎冬とて、二人の女を具せられたり。

村田曰、英雄の末路、楚の項羽と、其趣きを同うする者なり。

中音 木曾は、長坂を経て丹波路へとも聞ゆ、龍華越に掛て、又北國へとも

聞えけり、斯りしかごも今井が行衛の覺束なさに、取て返して瀬田の方へぞ

中ユリ 落ち行き玉ふ。今井の四郎兼平は、八百餘騎にて、瀬田を固めたり

けるが、五十騎許に討なされ、旗をば巻せて持たせつと、主の行衛の覺束なさに、都の方へ登程に、大津の打出の濱にてぞ、木曾殿に行逢奉つる。**初重**

中一町許より、互に夫れと見知て、主從駒を早めて寄合たり。**指聲** 木曾殿、

今井が手を取て宣ひけるは、**折聲** 義仲、六條河原にて、いかにもなるべかりしかごも、汝が行衛の覺束なさに、多くの敵に後を見せて、是まで遁れた

るはいかにと宣へば、**口説** 今井の四郎申けるは、御錠誠に忝なう候。兼平

も、瀬田にて討死仕つる可く候ひしかごも、御行衛の覺束なさに、多の敵に後を見せて、是まで逃れ來つて候と**下ケ** 申ければ、木曾殿、楮は契りは未だ朽せざりけり。

村田曰、君臣水魚の眞情を序し盡して筆端に溢る。通讀尙一掬の涙なくんば